

長崎県市長会負担金等適正化委員会幹事会

第 1 日

次 第

1 開 会

2 調査事項について

- (1) 第 74 回中小企業団体全国大会開催費負担金【新規】
- (2) (一社)長崎県漁港漁場協会負担金【見直し】
- (3) 自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金【更新】
- (4) ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金【新規】

3 そ の 他

4 閉 会

開催日時：令和 3 年 9 月 2 7 日 (月)

14:00～16:30

開催方法：WEB 会議にて開催

第 74 回中小企業団体全国大会開催費負担金について（概要）

1 負担金名等

第 74 回中小企業団体全国大会開催費負担金

2 大会概要

本大会は、中小企業者で組織する全国約 3 万組合等の意見を総意として取りまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。令和 4 年度は長崎県が開催県にあたり、長崎市で開催するもの。参加予定者 2,000 名

- 主催 全国中小企業団体中央会・長崎県中小企業団体中央会
- 日時：令和 4 年 11 月 10 日(木)14:00～16:30(予定)
- 場所：長崎市 出島メッセ長崎
- 事業費：30,000 千円（うち 4,500 千円を県市町負担金と想定）

3 負担金額（案）

類似参考案件として、平成 24 年 11 月に負担金等適正化委員会において、第 56 回中小企業団体九州大会開催費負担金の審議を行い、以下の考え方で承認を行っており、今回の全国大会においても同様の考え方としたい。

県の 2 分の 1 の額を市と町の人口比（=9：1）で按分し、そのうち、県下 13 市負担経費については、開催市が 50%を分担し、残りの額を 12 市で均等割(30%)、会員数割(70%)により分担する

県	市町		市	町
3,000 千円	1,500 千円	→	1,350 千円	150 千円
(2 : 1)			(9 : 1)	

	開催市	開催市 負担額	均等割 (30%)	会員数割(70%)			各市 負担金額
				会員数	会員比率	会員割額	
	長崎市	675,000 円	-	-	-	-	675,000 円
各市	佐世保市	-	16,875 円	81	29.3%	138,669 円	155,544 円
	島原市	-	16,875 円	23	8.3%	39,375 円	56,250 円
	諫早市	-	16,875 円	44	15.9%	75,326 円	92,201 円
	大村市	-	16,875 円	26	9.4%	44,511 円	61,386 円
	平戸市	-	16,875 円	6	2.2%	10,272 円	27,147 円
	松浦市	-	16,875 円	7	2.5%	11,984 円	28,859 円
	対馬市	-	16,875 円	15	5.4%	25,679 円	42,554 円
	壱岐市	-	16,875 円	13	4.7%	22,255 円	39,130 円
	五島市	-	16,875 円	15	5.4%	25,679 円	42,554 円
	西海市	-	16,875 円	7	2.5%	11,984 円	28,859 円
	雲仙市	-	16,875 円	17	6.2%	29,103 円	45,978 円
	南島原市	-	16,875 円	22	8.0%	37,663 円	54,538 円
	合 計	675,000 円	202,500 円	276		472,500 円	1,350,000 円

【参考資料】

- (1) 長崎県中小企業団体中央会からの依頼文【資料 1-1】
- (2) 要望趣旨、要望算定（案）【資料 1-2】
- (3) 大会企画書、スケジュール【資料 1-3】
- (4) 大会収支予算案【資料 1-4】
- (5) 九州大会負担金の審議結果（平成 24 年 11 月）【資料 1-5】

3長中団発第72号
令和3年7月26日

長崎県市長会
会長 田上富久様

長崎県中小企業団体中央会
会長 石丸忠



第74回中小企業団体全国大会開催に伴う
経費負担金のお願いについて (要望)

謹啓 貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
本会の業務運営につきましては、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業団体中央会では、毎年全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会と連携・協力し、中小企業団体全国大会を開催しており、今般別添企画書により第74回中小企業団体全国大会を長崎市で開催することとなりました。

同大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合等の総意を内外に広く表明すべく、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、国等に中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的としております。

つきましては、本大会の開催に伴う経費の負担を、下記によりお願い致したく存じます。

中小企業の振興発展の思し召しをもって、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

負担希望額 1,350,000円



第74回中小企業団体全国大会に係る各市負担金の要望（案）

（要望の要旨）

本大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合等の意見を総意として取りまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

令和4年参加者予定2,000名（令和4年11月10日開催）。

（過去の関連大会時の実績）

第56回九州大会（H25.9.5）の際、以下の要領でご負担頂いた。

県補助金の2分の1の額を市と町の人口比（市：町＝9：1）で按分。
 そのうち、県下13市負担経費のうち、開催市（長崎市）が50%を負担し、残りの額を12市で均等割（30%）、会員数割（70%）により分担。

（今回の負担金変更の理由）

前回の九州大会と異なり、今回は全国各地から約2,000名の参加を予定しており、長崎をPRするアトラクションや特産品展示等を企画する予定。

（今回の要望算定（案））

県への要望額3,000,000円の2分の1の1,500,000円を、上記要領にて以下のとおり算出した。

	均等割	会員数割	会員数	会員比率	要望額
長崎市			(199)	41.9%	675,000
佐世保市	16,875	138,668	81	29.3%	155,543
島原市	16,875	39,375	23	8.3%	56,250
諫早市	16,875	75,326	44	15.9%	92,201
大村市	16,875	44,511	26	9.4%	61,386
平戸市	16,875	10,272	6	2.2%	27,147
松浦市	16,875	11,984	7	2.5%	28,859
対馬市	16,875	25,679	15	5.4%	42,554
壱岐市	16,875	22,255	13	4.7%	39,130
五島市	16,875	25,679	15	5.4%	42,554
西海市	16,875	11,984	7	2.5%	28,859
雲仙市	16,875	29,103	17	6.2%	45,978
南島原市	16,875	37,663	22	8.0%	54,538
13市計	202,500	472,500	276 (475)	—	1,350,000

※会員数は、令和3年4月1日現在

第74回中小企業団体全国大会 企画書

1 目的

中小企業者で組織する全国約3万組合等の意見を総意として取りまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として開催する。

2 主催

全国中小企業団体中央会・長崎県中小企業団体中央会

3 参加料

6,000円（大会運営等に使用、助成依頼分との重複なし）

4 期日及び場所

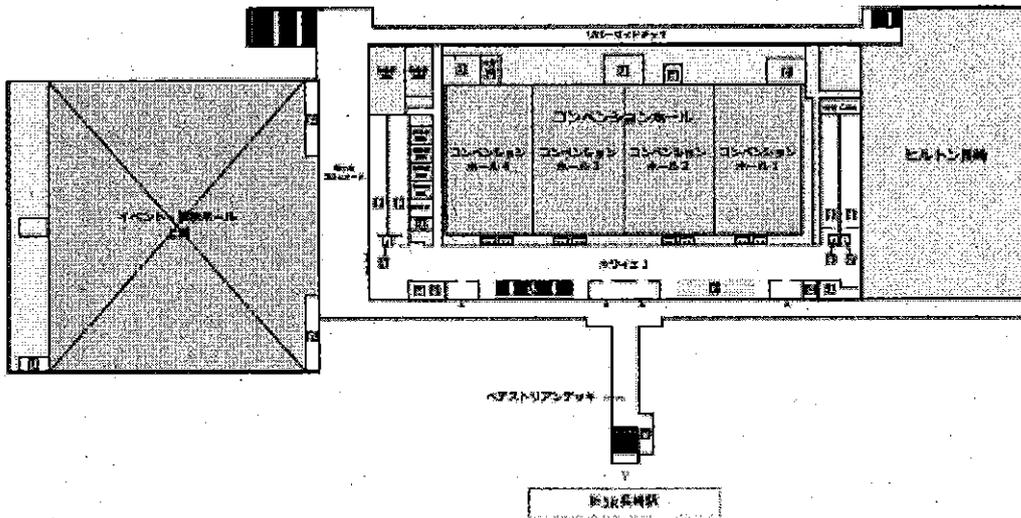
■日 時 令和4年11月10日（木）午後2時～4時30分（予定）

■場 所 出島メッセ長崎

コンベンションホールで全国大会、イベント・展示ホールで展示等

■参加者 2,000名

■来 賓 関係大臣、政党代表、中央・地方関係機関の長



5 後援及び協賛（予定）

■後 援 経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
中小企業庁、九州経済産業局、長崎県、長崎市、その他経済団体等

■協 賛 政府系金融機関、地元金融機関、中小企業関係機関、損害保険会社、
その他

第 74 回中小企業団体全国大会 スケジュール（案）

◆オープニングアトラクション

龍踊りや二胡演奏など長崎らしい異国情緒漂う雰囲気でお出迎えする予定

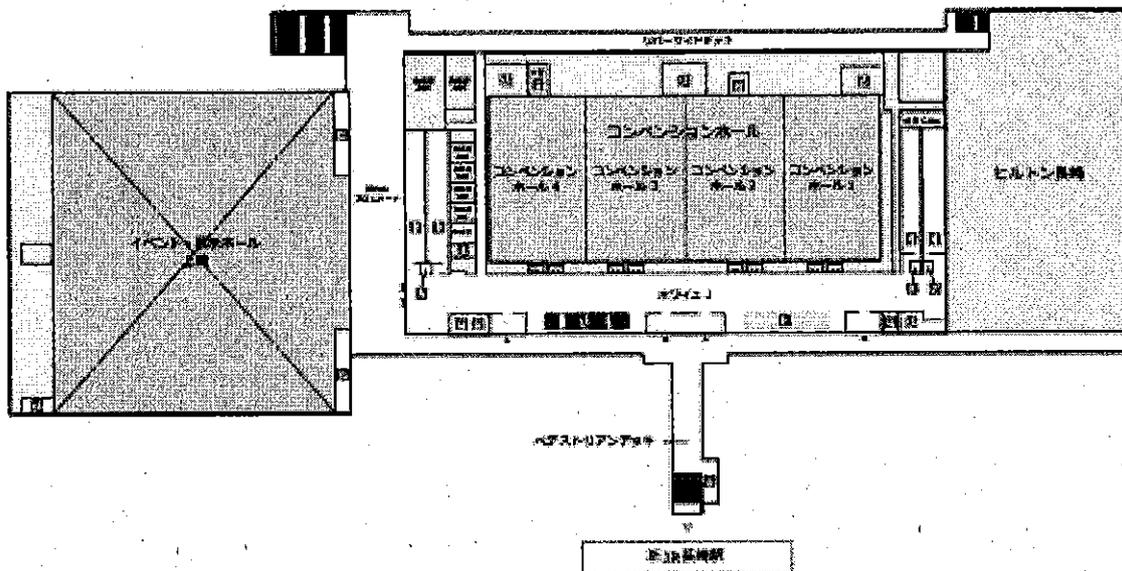
1. 開 会
2. 国歌斉唱、団体歌斉唱
3. 開会宣言
4. 開会挨拶
5. 開催地挨拶
6. 歓迎挨拶
 - (1) 長崎県知事挨拶
 - (2) 長崎市長挨拶
7. 来賓紹介
8. 議 事
 - (1) 議長・副議長選任（議長は、長崎県中央会会長）
 - (2) 決議経過報告
 - (3) 議案上程
 - (4) 意見発表
 - (5) 議案採決
9. 大会宣言
10. 政党代表挨拶
11. 表 彰 式
12. 次期開催地発表・大会旗継承・次期開催地会長挨拶
13. 万歳三唱
14. 閉会挨拶
15. 閉 会

【歓迎レセプション】

午後 5 時 30 分～ 「ヒルトン長崎」

◆大会併設 特産品等展示（案）

コンベンションホールでは全国大会を開催するが、イベント・展示ホール等を活用して、長崎の特産品展示・即売を行う他、屋外において、飲食コーナー及び特産品等のふるまいを企画する。



【展示エリア】

特産品（工芸品、お土産品等）の展示及び即売コーナーを設ける

【飲食エリア】

長崎の特産品（かまぼこ、角煮、豚まん、ハトシ、佐世保バーガー等）をその場で「ふるまう」

◆大会 その他のスケジュール（案）

【歓迎レセプション】

大会終了後、全国の中央会関係者等をお招きし、また、長崎県内の行政機関や関係機関の方々にご参加いただいて、歓迎レセプションを盛大に開催する。

なお、レセプションに関する費用は、助成金の対象としない。

◆大会 助成金等の使途（案）

1. 全国大会オープニング・アトラクション
2. 特産品・ものづくり展示等

第74回中小企業団体全国大会収支予算（案）

【収 入】

（単位：千円）

収入源	見込額	摘 要
1.負担金収入	20,000	
全国中央会負担金	20,000	上部団体である全国中小企業団体中央会負担金
2.補助金収入	4,500	
長崎県	3,000	要望額
県下の市町（負担）	1,500	要望額
3.特別収入	5,000	
大会準備金戻入	5,000	大会準備金取崩し
4.雑収入	500	
協賛金ほか	500	
合計	30,000	

【支 出】

支出先	見込額	
1.大会関係費	22,100	
①会場設営費	2,500	
②大会運営費	7,500	オープニング、大会運営等
③会場借料	5,000	コンベンションホール、イベント展示ホール
④印刷費	3,000	開催要綱、大会記念誌、宣言文、来賓名簿
⑤手提げ印刷費	300	
⑥表彰費	1,200	表彰状、記念品等
⑦来賓関係費	600	案内状、記念品等
⑧連絡会議費	1,100	全国、九州・沖縄関係等
⑨記録費	500	テレビ、カメラ撮影等
⑩大会雑費	400	雑役務費等
2.特産品展示関係費	3,500	
①展示場設営費	2,500	イベント・展示ホール
②展示場運営費	500	
③特産品販売促進費	300	試食
④特産品展示雑費	200	雑役務費等
3.歓迎レセプション費	3,600	
①レセプション費	2,000	ヒルトン長崎
②レセプション運営費	1,000	
③記念品費	600	
4.予備費	800	
合計	30,000	

24長市会第294号
平成24年11月21日

長崎県中小企業団体中央会
会長 石丸 忠 重 様

長崎県市長会
会長 田 上 富 久



第86回長崎県市長会負担金等適正化委員会
審議結果について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第86回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議された貴団体の平成25年度負担金等のうち、市長会分について次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況をご理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

(審議結果) 要望のとおり承認する。

- ・ 各市の負担額を別表のとおりとする。

第56回中小企業団体九州大会に係る各市負担金について

(要望の要旨)

本大会は、九州・沖縄各県の中小企業団体が一堂に会し、英知の結集と団結の強化を図り、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して、中小企業の安定と発展を図るための実効ある諸施策の確立を要請し、それらの実現を強力に推進することを目的とする。平成25年度は、長崎県が開催県にあたり、長崎市で開催する。

参加予定者1,200名(平成25年9月5日開催)

決定額 675,000円

※県の2分の1の750,000円を市と町の人口比(市:町=9:1)で按分。そのうち、県下13市負担経費のうち、開催市(長崎市)が50%を分担し、残りの額を12市で均等割(30%)、会員数割(70%)により分担

	均等割	会員数割	会員数	会員比率	決定額
長崎市			(243)	44%	337,500
佐世保市	8,438	70,875	94	30%	79,313
島原市	8,438	16,538	23	7%	24,975
諫早市	8,438	40,163	53	17%	48,600
大村市	8,438	21,263	28	9%	29,700
平戸市	8,438	7,088	9	3%	15,525
松浦市	8,438	7,088	10	3%	15,525
対馬市	8,438	11,813	15	5%	20,250
壱岐市	8,438	11,813	15	5%	20,250
五島市	8,438	11,813	16	5%	20,250
西海市	8,438	4,725	7	2%	13,163
雲仙市	8,438	16,538	21	7%	24,975
南島原市	8,438	16,538	23	7%	24,975
13市計	101,250	236,250	314 (557)	—	675,000

(一社) 長崎県漁港漁場協会負担金について (概要)

1 負担金名等

(一社) 長崎県漁港漁場協会負担金

2 目的及び事業

漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的として、主に次の事業を行う。

- ① 漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表
- ② 漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催
- ③ 漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行

3 趣旨

同協会の収入は市町及び漁協からなる会員からの会費であり、市町の会費には一律定額の「通常会費」と各市町の漁港整備等事業費から算出される「特別会費」がある。

そのうち、「特別会費」に関しては、平成 17 年統合に伴う内部留保金が潤沢にあり、また平成 25 年度から令和 2 年度末までを計画期間とする公益目的支出計画で当該資産の計画的費消が義務付けられたこともあって、これまで算定総額の 70%相当を減額し、不足分に内部留保金を補填しながら運営を続けてきた。

しかしながら計画期間満了及び内部留保金の枯渇見通しによる見直しに伴い、令和元年度に負担金等適正化委員会において審議を行い、附帯意見を付しながら 70%から 50%へ減額幅の縮小を了承したところである。

令和 2 年度から 3 年度においては、事業費及び管理費の削減を行うとともに、収入増の対策も行ってきたが、それでも R4 年度中に内部留保金が実際に枯渇する状況を踏まえ、このままでは今後の協会運営が成り立たないため、現行の「特別会費」50%減額を見直し、本来の会費収入により毎年度の協会運営を行う体制へと移行する必要があるもの。

4 各市負担金に係る減額措置の見直し (案) 別紙【2-1 参照】

	改正前	改正後
通常会費	市町村 20,000 円 漁業協同組合等 40,000 円	同左
特別会費	①事業費割会費 ②国庫補助割会費 当該年度の事業費及び国庫補助の区分ごとの額に、その区分に応じた割合を乗じて得た額 ※①②の合計額を 50%減額	①事業費割会費 ②国庫補助割会費 当該年度の事業費及び国庫補助の区分ごとの額に、その区分に応じた割合を乗じて得た額 ※①②の合計額 <u>(減額なし)</u>

5 令和元年度負担金等適正化委員会における附帯意見に対する対応

附帯意見の内容	対応
<p>1 活動内容を再度見直し、真に必要な体制や事業内容に変更したうえで、負担金の額を再調整すること。</p>	<p>これまでの見直し内容 ア 漁協会費の増額 漁協会費について、年2万円から4万円に増額(2,560千円の収入増) イ 賛助会員制の新規導入 賛助会員の8社掘起こし(400千円の収入増) ウ 寄附金制の新規導入 全国初の取り組みにより収入増を図る エ 研修に係る開催回数の削減と工夫 研修に係る開催回数を2回から1回に減らすものの、漁業者の生産性向上のための多種多様な情報については、工夫しながら提供する。 オ サポーター会議の休止 漁協関係者で構成しているサポーター会議の休止 カ 「漁港漁場漁村ポケットブック」の有償配布 各県協会で実施している会員への「漁港漁場漁村ポケットブック」の無償配布について、希望会員への有償配布に変更</p>
<p>2 人員体制や県の支援など、未確定の部分があり、判断できないことから、固まり次第、速やかに報告すること。</p>	<p>ア 人員体制 事業実施に、最低でも2名体制が必要(R元年度3人→2人体制) イ 県の支援 (1) 人的支援 県から、当該団体は第2次長崎県出資団体見直し方針に基づいて一社化しており、県の人的支援はこの見直し方針に逆行するため対応できないとの回答があり困難 (2) 事務所の支援 県から、現時点では県有施設の中に協会が入居できる施設はないとの回答があり困難(R2年度から事務所スペース縮小)</p>
<p>3 漁協の会費増額について、県北ブロックからも了承が得られるよう努力すること。</p>	<p>全てのブロックの漁協長に説明し、令和2年6月定時総会において、令和2年度から漁協会費の増額が決議された。</p>

【参考資料】

- (1) (一社)長崎県漁港漁場協会からの依頼文【資料2-2】
- (2) 負担金変更の理由【資料2-3】
- (3) 決算収支及び内部留保金補填状況推移【資料2-4】
- (4) 協会の財源と収入状況の推移【資料2-5】
- (5) 会費削減率ごとの収支シミュレーション【資料2-6】

資料2-1

各市負担金額

〔改正後〕

市名	通常 会費 (A) 円	特別会費					会費合計 (A)+(D) 円	【参考】 改正前額 ※2 (令和3年度) 円
		令和3年度事業 ※1		事業費 割合費 (B) 円	国庫補助 割合費 (C) 円	特別会費 (B)+(C) (D) 円		
		事業費 千円	国庫補助 千円					
長崎市	20,000	2,171,000	1,307,000	1,531,300	1,944,200	3,475,500	3,495,500	1,757,750
佐世保市	20,000	1,099,200	686,600	949,440	1,201,240	2,150,680	2,170,680	1,095,340
島原市	20,000	133,900	66,950	133,900	133,900	267,800	287,800	153,900
諫早市	20,000	30,000	15,000	30,000	30,000	60,000	80,000	50,000
大村市	20,000	0	0	0	0	0	20,000	20,000
平戸市	20,000	847,842	455,421	758,273	848,673	1,606,946	1,626,946	823,473
松浦市	20,000	417,700	209,860	405,930	417,748	823,678	843,678	431,839
対馬市	20,000	1,797,675	1,264,130	1,378,837	1,904,130	3,282,967	3,302,967	1,661,484
壱岐市	20,000	523,000	380,450	498,400	724,810	1,223,210	1,243,210	631,605
五島市	20,000	671,450	451,300	617,160	842,080	1,459,240	1,479,240	749,620
西海市	20,000	10,000	6,000	10,000	12,000	22,000	42,000	31,000
雲仙市	20,000	371,000	185,500	363,900	371,000	734,900	754,900	387,450
南島原市	20,000	81,700	40,850	81,700	81,700	163,400	183,400	101,700

※1 令和3年度事業費で試算

※2 特別会費を50%減額して算出 (A)+(D)×0.5

令和3年9月14日

長崎県市長会
会長 田上 富久 様

一般社団法人長崎県漁港漁場協会
会長 比田勝 尚喜



一般社団法人長崎県漁港漁場協会における負担金について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本協会の運営につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別紙の通り関係書類を提出いたします。大変厳しい財政状況の中ではありますが、一般社団法人長崎県漁港漁場協会における負担金についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○今回負担金変更（新設）の理由：

- ・平成17年統合による譲受資産の内部留保金依存型運営手法選択による会費収入抑制継続の結果、令和2年度末に当該資産を使い切ったため、今後の協会活動存続には元のスキームに戻さざるを得ない状況になったことから、本来の会費収入財源依存型への移行が必要である。
- ・協会運営費収入算出の基本となっている会費算定手法を元の姿（削減率0%など）に戻して頂くことが必要なこと。

（会員市町の会費算定方法）

- ・特別会費削減率の復元：50% → 0%への移行
- ・通常会費会員間の均等化：市町(2万円),漁協(4万円) → 長期的な視点で検討へ

1. 経緯と現状

昭和23年、市町村と漁協が漁港整備推進のために設立された長崎県漁港協会(*1)、と昭和53年、県・市町村、県漁連等関係団体が漁場整備開発推進のために設立された(社)長崎県水産開発協会(*2)との平成17年統合による(社)長崎県漁港漁場協会新発足とともに、後者からの内部留保金約2億円と出資金約4千万円の譲受と同時に公益事業（研修・啓発普及）部門も継承され、この資産活用と漁港協会の会員会費により新協会の活動運営が始まったこと。

その後、平成20年12月から法的に特例民法法人に位置付けられ、25年4月には一般社団・一般財団整備法に基づく一般社団法人への移行選択を行い現在に至る。

この一般社団法人長崎県漁港漁場協会の設置目的・事業活動は、次の通り。
また、当協会の変遷は別紙1、別紙2及び別紙3のとおり。

設置目的	本協会は、漁港漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。
事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流 ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究 ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋 ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整 ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行 ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託 ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業

- *1：任意団体：会員は市町村・漁協、事務所は県庁担当課内で女子嘱託職員1名配置と県庁職員からの協会業務執行支援による整備促進事業実施（九州地区・全国大会参加による予算獲得活動推進）
- *2：社団法人：出資団体（県・市町村,県漁連・県信連,長崎県漁場整備開発協会）、出資金 4,060 万円

2. 譲受資産の計画的費消

当協会は平成 20 年の公益法人制度改革 3 法に基づき、平成 23 年度の会員総意による一般社団法人化への移行選択に伴い、平成 25 年度から県承認の公益目的支出計画実施（別紙 4）により譲受資産の計画的費消が義務付けられたことがあった。8 年後の令和 2 年度末には公益的目的支出計画実施期間終了に至ったため、令和 3 年度以降の当協会運営は会費収入への依存となったこと。

3. 支出削減の取組み（人員削減・事務所・機関誌）

平成 17 年統合に伴い、それまでの県庁舎内執務から民間施設内事務所移転とともに 2 協会業務統合継続実施のために職員 4 名体制で立ち上げられた当協会においては、公益目的支出計画実施の進捗を見据えつつ、3 事業（整備促進・研修・啓発普及）の内容見直しとともに、下記表のように経費節減と人員削減（4,3→2 人へ）に取り組んだ結果、一般社団法人としての社会的信用性の確保上、また会員への質の高い情報提供などサービス向上には、この 2 年間の業務推進状況から最低でも 2 名の業務執行体制が求められることが判ったこと。

更に、協会の健全で安定的な運営活動に当たってはコロナ禍の影響排除を考慮・検討して見るに、平成 17 年統合当時の会費収入水準が必要であることが判ったこと。なお、支出削減に向けての取組みは、次のとおり。

区 分	H17	H23	H30	R1	R2	R3
人員体制(人数)	4	3	3	2	2	2
事務所スペース	1	1	1	1/2	1/2	3/4
機関誌(回/年)	3	3	3	1	1	1
研修会(回/年)	1	2	2	2	1	1

4. 収入増のための取組み

これまで会費収入を補完してきた2協会統合時の譲受資産が費消した現在、会員間の合意により協会設立目的実現のために必要な活動運営経費負担は会員双方で拠出し合おうと申し合われて来られた会費拠出の負担割合見直しの必要性に追い込まれて来た中、新たな会費収入基盤構築に向けては、長期的な収支プランのシミュレーションにより会員各位への相談や協議が肝要にも拘らず、これまでの協会による先延ばし対応への痛感を猛省し、令和元年度より会員漁協の通常会費200%増額拠出への理解(2万円→4万への提案)を得つつ、市町特別会費削減率引下げ(70%→50%)への理解を頂き、数年来の懸案事項が貴会のご厚意と会員各位のご理解とご協力により一歩前進が図られたこと。なお、収入増への取組などは、次のとおり。

区 分	取 組 み 状 況
通常会費	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17：漁協(74)・市町村(42) 1万円→2万円へ ・ R2：漁協(66) 4万円へ 市町村(20) 2万円据置
特別会費	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17：H16以前の事業費算定削減率50%の継承 ・ H22：H17統合の内部留保金効果により削減率70%へ引上げ ・ R2：内部留保金残額逼迫の理解により削減率50%へ引下げ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2：次の通り。 ○国の予算厳しさへの対応・自助努力： <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化への貢献支援策として「地域資源との連携」追加の定款変更を実施 → 賛助会員制と寄附金制の新規導入で協会活動の拡充と補強 ・ 節約金：大会開催準備積立金への充当

5. 特別会費の現状

- ・ 本県における会員市町の特別会費拠出方法については、各県にあっては特別負担金や事業費割などの呼称があるも、本県と同様に毎年度の漁港整備等事業費が算定の根拠基準(基本100%)であること。
- ・ 当協会では昭和23年設立以降、国からの予算内示額に恵まれて来たことや平成17年統合効果の影響もあり、この特別会費算定根拠基準を50%や30%で長く続けて来たところ、令和2年度には貴会のご尽力により50%への復帰が実現したこと。

- ・先の令和2年度末には、内部留保金を使い切ったことから、今般財源不足を来たすことになったこと。
- ・また、国の予算措置が減少傾向（資料4参照）を辿っていることから令和2,3年度には、貴会のご尽力により、市町から削減率50%へのご理解とご支援を頂きましたが、このままでは今後の協会運営が成り立たないことが判明したこと。
- ・このような現状に鑑み、協会活動継続のため、一刻も早い特別会費削減率0%への移行を依頼要望するものであること。
- ・これまで永く続いて来ている収納調整率50%には、本県への国事業費内示額が各県より恵まれて来たという特性を加味されての工夫がなされていたこと。この説明のため、別紙5を補足していること。
- ・一方、他県では根拠基準100%が基本原則となっていること（別紙6参照）。
- ・更に、全国の各県協会とも運営費収入財源の確保ではそれぞれが各自の実態に合わせて独自の工夫がなされている。
 このような工夫の中にあって、事業費割会費算定方法の根拠基準となる本県の収納率50%（削減率50%）と各県の収納率基本100%（削減率0%）とは大きな差が見られたことが判ったこと。

6. 経費節減と今後の対応

- ・日頃の協会活動や業務遂行上での節約推進に加え、今般のコロナ禍対策への波及影響に伴う活動の抑制対応が協会運営費用上で若干の余裕金捻出効果が見られた中にあっても、九州各県協会持回り開催で行われている九州地区大会長崎県協会主催（R6予定）への計画的な費用積立金対応が喫緊の課題であること。

- ・また、会費収入による安定的な財政基盤構築については、平成 25 年に一般社団・一般財団法人整備法に基づく一般社団法人への移行に向けて動き出す折、公益目的支出計画作成時に当該計画終了後の事業継続に必要な会費収入などからの補填状況や可能性などの姿図を描きつつ、財源確保策を会員間で十分検討協議しておく必要があったにも拘らず、この協議検討もなされないまま先送りされて内部留保金を使い切った今、段階的な削減率 0%への移行にかかる市長会案件を相談し、かつ、俎上に載せて頂くための「三顧の礼」として、今年度は常勤役員報酬 100 万円削減による令和 3 年度事業計画の理事会了承と総会決議による対応であることを申し添えての要望・依頼であること。
- ・加えて、今般の上記課題への対応と要望・依頼につきましては、昨年度 2 回 (R2.8.5,R3.2.26) の理事会開催協議により機関決定された内容、及び第 44 回総会 (R3.6.15 開催) 報告内容を踏まえて整理致したこと。

7. 会費問題の機関決定

- ・会員市町の通常会費については、第 43 回定時総会 (R2.6.18 開催) において、会員漁協長より漁協 4 万円・市町 2 万円のあり方への異論発言などを踏まえ、市町の特別会費削減率問題と同様、第 112 回理事会 (R3.2.26 開催) で、「漁協と市町の通常会費の差について検討して行く」ことで機関決定致していること。

協会団体活動の変遷

年次	H18	H12	H17	R2
団体名称	長崎県漁港協会	同左	社団法人長崎県漁港漁業協会	一般社団法人長崎県漁港漁業協会
組織形態	任意団体	同左	民法に基づく法人	一般社団法人・一般財団法人整備法に基づく法人
所在	県庁(漁港漁村整備課内)	同左	長崎市元船町17-1(六波止ビル内)	同左
設立目的	本会は、漁港・船留・船揚場その他の漁業根拠施設(以下「漁港等」と称す)の総合的利用及び配置計画を樹立し、合理的施設の促進を図るとともに科学技術の浸透により漁業発展の基礎を確立せしめ、以て漁業者の生活安定と文化の向上とを期するを目的とする。	本会は、漁港及び漁村の総合的整備並びに漁港の合理的利用の促進を図るとともに、漁港及び漁村に関する啓発普及を行うことにより、本県水産業の発展と地域の活性化に寄与することを目的とする。	本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁業環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。	本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁業環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。
業務・事業活動	①漁港等に関する一般的研究 ②漁港等に関する資料の蒐集 ③漁港等に関する建議、請願及び意見の具申 ④漁港等に関する関係当局の諮問に対する応答 ⑤漁港等既設物に対する巡回検診 ⑥漁港等の築設及び運営に関する各種の相談 ⑦漁港等築設の踏査設計及び計画実施の促進 ⑧漁港等に関する金融方策の研究 ⑨漁港等築設、補修に必要な資材・機械・器具の研究改良 ⑩漁港等に関する統計の整備及び発表 ⑪前各号の他、本会の目的を達成する為必要な事項	①漁港及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港及び漁村に関する調査研究 ③漁港及び漁村に関する資料の収集 ④漁港及び漁村に関する啓発普及 ⑤漁港及び漁村に関する国際交流 ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事業	①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流 ④その他本協会に目的達成のために必要な試験、調査業務等の受託 ⑤その他前条の目的を達成するために必要な事業	①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流 ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究 ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに幹渉 ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整 ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行 ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託 ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業
職員(人)	1	1	4	2
収入規模(万円)	5,114、うち4,558(会費分)	4,346、うち3,774(会費分)	3,092、うち2,105(会費分)	1,269、うち1,245(会費分)
支出規模(万円)	4,653	3,737	4,352	1,616
会員数	市町村: 66 + 漁協: 103 = 169	64 + 80 = 144	20 + 74 = 116	20 + 66 = 86

一般社団法人長崎県漁港漁場協会の変遷(公益法人制度改革3法より)

1. 長崎県漁港協会(昭和23年設立、任意団体)と社団法人長崎県水産開発協会(昭和53年設立、民法の公益法人)の平成17年統合。

○民法の公益法人制度:

- ①不特定かつ多数者の利益(公益性)
- ②非営利のこと(営利を目的としない)
- ③主務官庁の許可(法人設立に主管官庁関与、許可による法人格付与)

2. 従来の公益法人制度の問題点:

- (1)設立困難 : 設立が準則主義でなく、主務官庁の許可主義であったこと。
- (2)主務官庁制 : 主務官庁をまたがるような事業を行うことに事業上の制約。
主務官庁からの補助金の妥当性、天下り問題などへの指摘。
- (3)情報開示 : 税制上の優遇措置を受けるのが、旧民法下では情報開示の規定整備なし。
- (4)公益性の問題 : 公益性の有無判断が中立的な機関ではなく、主務官庁で行ったこと。
主務官庁の「公益性なし」判断で、法人格が取得できないこと。
- (5)ガバナンス : 旧民法下の社団法人・財団法人の運営に関しては必要最小限の規定で、自治に委ねられたもの(恣意的な法人運営、私腹を肥やす理事などの問題)。
法人管理(ガバナンス)を法定すべしの指摘。

●旧民法下の公益法人制度に上記のような弊害があり、公益法人制度改革の議論となったこと。

3. 平成15年6月の閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」により公益法人制度改革の目的明確化。

●公益法人制度改革は、民間非営利活動を日本の社会経済システムに位置付け、活力ある社会を作るという観点から進められたもの。

4. 新たな公益法人制度:

〈従来の法人類型〉	〈新たな法人類型〉	〈法体系〉
○社団法人	○一般社団法人・一般財団法人	○一般社団・財団法人法: <u>非営利である社団・財団が登記</u> することで成立
○財団法人	○公益社団法人・公益財団法人	○公益認定法: <u>行政庁から公益認定</u> を受けた一般社団法人・一般財団法人
	○ <u>特例民法法人</u>	→ ○整備法: 次の5. のとおり

5. 特例民法法人(当協会:H30.12~H25.3):

- (1) 旧民法の下で既に社団法人・財団法人として運営中の団体は、法的には一般社団法人・一般財団法人であり、旧民法の規定に従っての運営可能な特例が設けられた法人に位置付け。
- (2) 従来の社団法人・財団法人→特例社団法人・特例財団法人(「特例民法法人」)というである。
- (3) 特例民法法人:平成20年12月1日から5年以内に、通常の一般社団法人・一般財団法人への移行か、公益社団法人・公益財団法人への移行か、いずれかの選択義務が発生。
- (4) 社団法人長崎県漁港漁場協会は、平成23年6月定時総会で特例民法法人の「一般社団法人」への移行選択で存続決議。

6. 関係条項:

○整備法第45条(通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行)による(当協会:H25.4~)。

○整備法第119条(公益目的支出計画の作成)第1項:

- ・公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画「公益目的支出計画」を作成しなければならない。

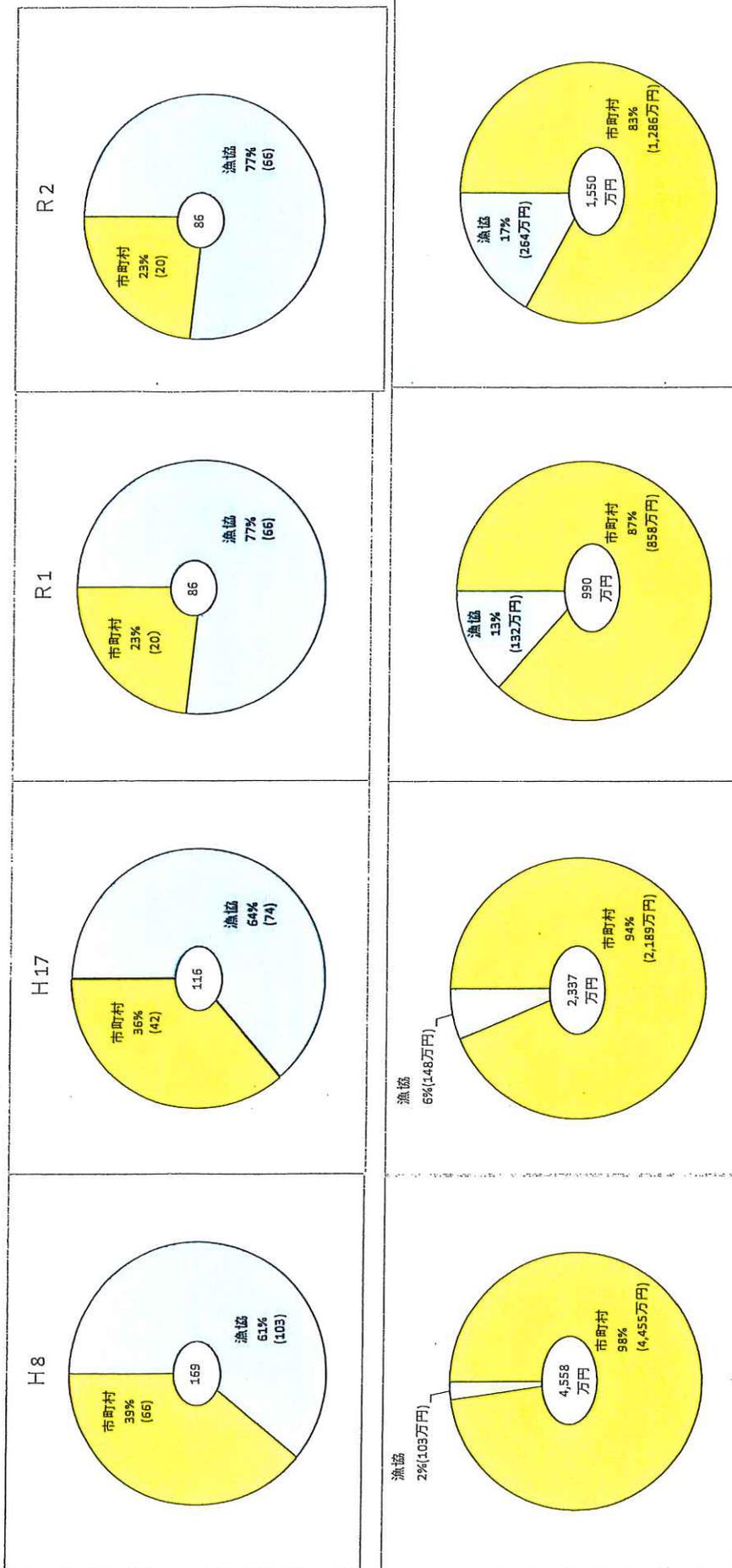
○公益認定法第5条(公益認定の基準):公益目的事業を行うことが主目的、経理的基礎など。

○公益認定法第16条(遊休財産額の保有の制限):使用されず、かつ使用見込のない財産など。

7. 一般法人へ移行する場合の留意点:

- ・公益目的財産額の消滅の可能性・・・合理的な期間による公益目的支出計画の作成。
- ・事業継続の可能性・・・・・・・・・・収益事業等による補填。
- ・公益認定取消しの可能性・・・・・・・・指定管理者・市場化テスト。

会員と会費構成の変遷



○資料 1 の「1. 経緯と現状」に関する補足説明（協会活動の支援・効果）について

○協会活動は、水産基盤整備費等の国予算獲得運動推進による本県水産業の発展と地域の活性化等への支援（協会設立目的）



○会員と会費の 2 馬力推進力拡充 → 協会の組織力と財政力強化による活動力発揮 →



定款一部見直し変更



- R2：① 役員数の均一化→市町：漁協＝5：5
- R3：② 「地域資源との連携」の追加
- ③ 賛助会員制と寄附金制の新規導入

○設立目的の実現に向けては、会員漁協による能動的な経済活動が第一義的であること。

- ・当協会の会員漁協活動への情報支援サービス提供による地域づくりへの取り組み推進への貢献は、会員市町の行政施策展開の促進上での側面的な寄与になること。
- ・よって、これは会員市町の会費拠出負担の大義となり得るものであること。
- ・この方針に基づき、R1 より会員漁協の通常会費 200%アップ（2→4 万円へ）を目指した結果、R2 に実現したこと。

公益目的支出計画の推移

単位:千円

区分		H24年度末現在	H25	H26	H27※	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
公益目的計画財産額		194,453								
A										
B			31,321	31,321	31,321	31,321	31,321	31,321	(20,431)	20,431
C			1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	(368)	368
D=B-C			30,221	30,221	30,221	30,221	30,221	30,221	(2,006)	20,063
E=A-D		194,453	164,232	134,011	103,790	73,569	43,348	13,127	(8,915)	△ 11,148
F			27,768	28,351	37,322	26,135	26,626	25,112	17,169	15,437
G			612	601	2,639	655	666	666	870	138
H=F-G			27,156	27,750	34,683	25,480	25,960	24,446	16,299	15,299
I=A-H		194,453	167,297	139,547	104,864	79,384	53,424	28,978	12,679	△ 2,620
J			9,105	7,368	7,387	6,993	7,518	7,224	8,182	12,456
K			517	957	390	249	307	226	199	94
L=J+K			9,622	8,325	7,777	7,242	7,825	7,450	8,381	12,550
M			1,373	1,483	1,351	1,311	1,303	1,277	871	791
N=L-M			8,249	6,842	6,426	5,931	6,522	6,173	7,510	11,759
O		194,184								
P=N-H			△ 18,907	△ 20,908	△ 28,257	△ 19,549	△ 19,438	△ 18,273	△ 8,789	△ 3,540
Q=O-P			175,277	154,369	126,112	106,563	87,125	68,852	60,063	56,523
公益目的事業会計										
法人会計										
法人全体会計										

○表内の説明:

- ・公益目的事業(整備法第19条第2項第1号)とは、漁港、漁場、漁村の総合的整備等促進事業、研修事業、啓発普及事業の3本。
- ・年間公益目的支出見込額31,321千円は、(社)長崎県漁港漁場協会の平成19～23年の5年間事業活動費平均額相当の想定により、平成25年度から31年度までの7年間で公益目的財産残額が平成32年3月31日には零となる予定であった。
- ・この期間における節約効果により平成30年度末には、公益目的支出計画の実施期間1年延長見込みが可能となり当該計画変更が具認可能に至った。
- ・H31(R1)の計画欄の()は、計画変更分である。
- ・その結果、令和2年度末の公益目的事業会計実額の公益目的計画財産残額は、2,620千円の赤字計上となり、年度途中には零の発生があった。
- ・法人会計では、協会の管理部門を所管するもの。
- ・法人全体の令和2年度末の正味財産残額56,523千円には、指定正味財産(出資金)40,600千円が含まれるため、一般正味財産期末残額は15,923千円となる。
- ・区分欄のH27※:公益目的事業会計の公益目的支出額は、九州大会開催には、九州大会開催の支出額8,136千円が含まれる。

正味財産増減計算書より作成

決算予算収支及び内部留保金補償状況の推移

年 度	H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3						
	予算	決算	50%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	70%	決算	50%	予算	50%														
① 基本財産運用益			29			653	729	687																															
② 受取会費	21,123	13,939	14,134	15,199	14,844	7,698	9,691	6,457	9,105	7,368	6,993	7,387	6,993	7,517	7,224	8,182	12,456																						
③ 賛助会費																																							
④ 事業収益	6,038	3,732	1,166	1,167	1,263	1,151	1,131	1,119	612	601	957	654	666	666	666	530	138																						
⑤ 雑収益	3,759	3,998	3,572	3,232	2,837	2,718	219	280	507	945	2,060	238	300	217	536	91	150																						
⑥ 資産売却益													650																										
⑦ 経常収入計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	30,920	21,679	18,901	20,251	19,673	12,254	12,755	8,577	10,234	8,926	10,416	7,897	8,490	8,114	9,251	12,688																							
⑧ 役員報酬																																							
⑨ 給料手当																																							
⑩ 臨時雇賃金																																							
⑪ 福利厚生費																																							
⑫ 会議費																																							
⑬ 旅費交通費																																							
⑭ 通信運搬費																																							
⑮ 減価償却費																																							
⑯ 消耗什器備品費																																							
⑰ 消耗品費																																							
⑱ 印刷製本費																																							
⑲ 賃借料																																							
⑳ 諸謝金																																							
㉑ 支払負担金																																							
㉒ 法人税等																																							
㉓ 委託料																																							
㉔ 貸倒損失																																							
㉕ 資産除去	5,108																																						
㉖ 雑費																																							
㉗ 経常費用計(㉑~㉖)	48,814	43,402	32,086	33,286	31,279	30,679	27,274	29,229	29,141	29,832	38,672	27,446	27,929	26,388	18,041	16,227	20,449																						
㉘ 経常費用計(㉑~㉖)	△ 17,894	△ 21,723	△ 13,185	△ 13,035	△ 11,606	△ 18,425	△ 14,519	△ 20,652	△ 18,907	△ 20,906	△ 28,256	△ 19,549	△ 19,439	△ 18,274	△ 8,790	△ 3,539	△ 7,165																						
㉙ 一般正味財産期首残高	284,625	266,731	245,008	231,823	218,788	207,182	188,757	174,238	153,586	134,679	113,773	85,517	65,968	46,529	28,255	19,465	15,926																						
㉚ 一般正味財産期末残高	266,731	245,008	231,823	218,788	207,182	188,757	174,238	153,586	134,679	113,773	85,517	65,968	46,529	28,255	19,465	15,926	8,761																						

※出資金4,060万(市町1,060、県1,000、漁協連携500、県漁連500、県高連500)は現状での推移

協会の財源と収入状況の推移 (通常・定期総会議案書より作成)

区分 (ア)	会員漁協等 数(市町村) 県他	年会費(千 円) (ウ)	特別会費徴収額及び通常会費並びに調整額 (千円) (エ)					正味財産状況(H17以降、水産開発協会経費資産及び出資金 ・4,060万円含む)				増減計算書より抜粋) (H8~H17 収支計算書、H18~R3 正味財産 増減計算書より抜粋)		備 考
			特別会費: 会費B) × %	特別会費: 会費A + 面商補助額	計 (C)	通常会費 (D)	調整額 (E)	合計 (C+D+E+F)	財産期首残高 (G)	財産期末残高 (H)	当年度内費消額 (I=G-H)	収入の部 (J)	支出の部 (K)	
H8	103(66)	10	(31,257+39,779) × 0.55		39,069	1,690	4,822	45,582			51,139	46,531	4,608	
H9	94(66)	10	(31,018+39,553) × 0.5		35,286	1,600	301	37,187			43,009	35,698	7,311	
H10	88(66)	10	(29,046+36,885) × 0.5		32,966	1,540	694	35,200			43,062	40,908	2,154	
H11	87(64)	10	(28,934+36,865) × 0.5		32,900	1,510	3,334	37,744			40,153	35,215	4,938	
H12	80(64)	10	(28,709+35,398) × 0.5		32,054	1,440	3,628	37,122			43,242	34,066	9,176	
H13	74(64)	10	(27,112+34,135) × 0.5		30,624	1,380	1,642	33,646			43,456	37,369	6,087	
H14	73(64)	10	(25,634+32,485) × 0.5		29,059	1,370	862	31,291			42,309	30,915	11,394	
H15	75(65)	10	(24,110+30,410) × 0.5		27,260	1,400	1,232	29,892			42,454	36,042	6,412	
H16	75(57)	10	(20,720+25,879) × 0.5		23,299	1,320	△ 153	24,466			—	—	—	
H17	74(42)	20	(14,371+17,517) × 0.5		15,994	2,180	2,879	21,053	325,225	307,330	30,920	43,520	△ 12,600	
H18	55(21),2	20	(11,016+13,971) × 0.5		12,493	1,640	△ 195	13,938	307,330	285,608	21,679	43,402	△ 21,723	
H19	60(21),2	20	(11,046+14,081) × 0.5		12,564	1,540	130	14,234	285,608	272,423	18,902	32,086	△ 13,184	
H20	58(21),2	20	(11,530+14,824) × 0.5		13,177	1,500	462	15,139	272,423	259,387	20,250	33,286	△ 13,036	
H21	61(21),2	20	(11,391+14,762) × 0.5		13,077	1,560	207	14,844	259,387	247,780	19,672	31,279	△ 11,607	
H22	55(20),2	20	(8,125+10,474) × 0.3		5,580	1,620	498	7,698	247,780	229,355	12,254	30,679	△ 18,425	
H23	64(20),2	20	(9,207+11,673) × 0.3		6,264	1,600	1,827	9,691	229,355	214,836	12,755	27,274	△ 14,519	
H24	64(20),2	20	(8,733+10,724) × 0.3		5,837	1,600	△ 980	6,457	214,836	194,184	8,577	29,229	△ 20,652	
H25	64(20),2	20	(9,276+11,452) × 0.3		6,218	1,600	1,287	9,105	194,184	175,277	10,235	29,141	△ 18,906	
H26	64(20),2	20	(8,577+10,602) × 0.3		5,754	1,600	14	7,368	175,277	154,369	8,926	29,834	△ 20,908	
H27	64(20),2	20	(8,634+10,709) × 0.3		5,803	1,600	△ 16	7,387	154,369	126,111	10,415	38,673	△ 28,258	
H28	63(20),2	20	(8,096+9,876) × 0.3		5,392	1,580	△ 59	6,913	126,111	106,562	19,549	27,446	△ 19,549	
H29	68(20),2	20	(8,584+10,512) × 0.3		5,729	1,660	776	8,165	106,562	87,124	19,438	27,929	△ 19,438	
H30	68(20),2	20	(7,468+9,050) × 0.3		4,995	1,680	589	7,224	87,124	68,851	18,273	26,389	△ 18,273	
R1	66(20),2	20	(8,456+10,426) × 0.3		5,665	1,640	877	8,182	68,851	60,061	9,251	18,040	△ 8,789	
R2	66(20),2	市町 漁協 20 40	(7,948+9,822) × 0.5		8,885	2,840	731	12,456	60,061	56,522	12,689	16,227	△ 3,538	

* : - は長崎県漁港協会(単式簿記会計)と(社)長崎県水産開発協会(複式簿記会計)の統合会計事務処理により単純分類比較は割愛。

R元年度以降の決算予算収支シミュレーションと会費収入との相関及びR1～R3の執行体制等取組状況

※R4～R6：R3予算（現計）から調整額（補正予算分）を除いた現業で推定

年度	区分	R4					R3 予算 (現計)	R2 決算	R1 決算	備考	
		予算 (見込)									
		50	40	30	20	10	0		R5 予算 (見込)	R6 予算 (見込)	
	会費削減率 (%)	70	50	40	30	20	10	0	0	0	
I	会員会費	8,182	11,725	13,502	15,279	17,056	18,833	20,610	20,610	20,610	
II	賛助会費	1,069	400	400	400	400	400	400	400	400	
III	事業収入等	9,251	428	428	428	428	428	428	428	428	
①	収入計	18,040	12,553	14,330	16,107	17,884	19,661	21,438	21,438	21,438	
②	支出計	△ 8,789	△ 8,946	△ 7,169	△ 5,392	△ 3,615	△ 1,838	△ 61	△ 61	△ 61	
③	収支①-②	28,251	8,758	8,758	8,758	8,758	8,758	8,758	9,244	9,183	
④	一般正味財産 期首残高	19,462	△ 188	1,589	3,366	5,143	6,920	8,697	9,183	9,122	
⑤	一般正味財産 期末残高										
⑥ 会費収支動向と支出要因							オフ0で収支ト ント				

取組状況	専務理事事務局長(人)		職員(人)		事務所(人)		スカーブ開催(回)		機関誌発行(回)		ネット配布(対席)		漁協通常会費(万円)		市町通常会費(万円)		市町特別会費(削減率%)		賛助会費(万円)		着附金(万円)		備考
	1	1	1	1	1	1/2	1	1	1	1	無	4	2	50	40								
支出抑制	1	1	1	1	1	1/2	1	1	1	1	無	4	2	50	40								役員報酬削減 (△100万)
収入努力	1	1	1	1	3/4	1	1	1	1	無	4	2	50	40									
取組状況	R3に準じる。																						
取組状況	R3に準じる。																						
備考	執行体制 3→2へ移行 定款一部変更,PR (△100万)																						

自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金について（概要）

1 負担金名等

自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金

2 趣旨

平成 28 年度に県及び全市町での共同調達で導入した長崎県自治体情報セキュリティクラウドについて、令和 3 年度末で契約満了となる中、総務省が示す新たなセキュリティ要件を満たす次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドを構築することとしている。

構築にあたっては、賛同する団体による共同調達・共同利用を行うことで、セキュリティレベルの強化・標準化及びコストメリット並びに職員の負担軽減を図るものであり、具体的には県が調整窓口となり、県市町を取りまとめて一括調達するスキームとなる。

なお、そのようなメリットがあることから、全市町から参加意向があっている。

3 これまでの審議結果

○ 平成 28 年 11 月負担金等適正化委員会審議結果

本来は県：市町＝1：1 の負担割合を適用すべきものであるが、今回は協議が進んでいた経緯があることから例外として取扱い、負担金額については、県、市町の区分なく、均等割：人口割＝4：6 による算出とする。なお、平成 30 年度以降の負担金額については、市長会事務局が窓口となり改めて協議を行うこととする。



（波線部分の協議）

○ 平成 29 年 11 月負担金等適正化委員会審議結果

現在、委託契約を締結している平成 33 年度（令和 3 年度）までの期間については、特例として、県、市町の区別なく、均等割 40%、人口割 60%により負担金を算出する。なお、平成 34 年度（令和 4 年度）以降の取扱いについては、原則として、県：市町の負担割合は 1：1 とする。

4 負担割合の考え方

本件は本来、各団体が個別に実施すべきセキュリティ対策業務について、対策システムを共同調達・共同利用するもので、県は他団体の代理として設計・調達・維持管理業務を実施するものであり、その費用は参加団体において平等に負担する。

また、負担割合において、規模によらず導入に必要な費用が約 4 割を占めることから、現行どおりの負担割合（均等割 40%及び人口割 60%）とする。

5 構築費用の負担方法について

令和 4 年度からの導入に向け、長崎県では R3 年度に構築を行う予定であり、R3 年 6 月に予算計上済みである。その財源は 1/2 の国庫補助（上限額あり）が措置され、また県の普通交付税において、国庫補助に対応する 1/2 の一般財源相当分が算定されている。

このようなことから、構築費用に関しては、国庫補助上限額を超える場合に限り、参加団体での按分対象となる。

なお、実際の手法は、R3 年度の構築費用全てを県が支出し、市町負担分を次年度以降に市町の運営費用に上乗せする手法となる。

【参考資料】

- (1) 長崎県情報システム課からの依頼文【資料 3-1】
- (2) 次期長崎県自治体情報セキュリティクラウド概要【資料 3-2】
- (3) 前回の審議結果【資料 3-3】
- (4) 現行の負担割合【資料 3-4】
- (5) 次期セキュリティクラウドに係る負担金(案)に係る県の考え【資料 3-5】
- (6) 事業費全体【資料 3-6】

長崎県市長会事務局長 様

長崎県情報システム課長



次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドに係る市町負担金について (依頼)

日ごろから本県の情報政策の推進に多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、総務省の通知に基づき、平成 28 年度に長崎県自治体情報セキュリティクラウドを県及び 21 市町共同で調達し、利用してまいりました。令和 3 年度末で現行の契約が満了となる中、総務省が示した新たなセキュリティ要件を満たした次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドを構築したいと考えております。

本事業は、これまで各団体が個別に調達・運用していたインターネット接続に係るセキュリティ対策を、共同調達・共同利用することにより、セキュリティレベルの強化・標準化、共同調達によるコスト圧縮を図るものであり、次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドについても引き続き全市町から参加意向をいただいておりますのは、セキュリティクラウドの共同調達・共同利用によるコストメリット及び職員の負担軽減をご理解いただいているものと考えております。

つきましては、次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドに係る負担金のご協力を賜りたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

添付資料

- (資料 1) 概要説明資料
- (資料 2) 現行の負担割合について
- (資料 3) 負担金 (県案) の考え方について
- (資料 4) 事業費用の全体について



次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドの概要について

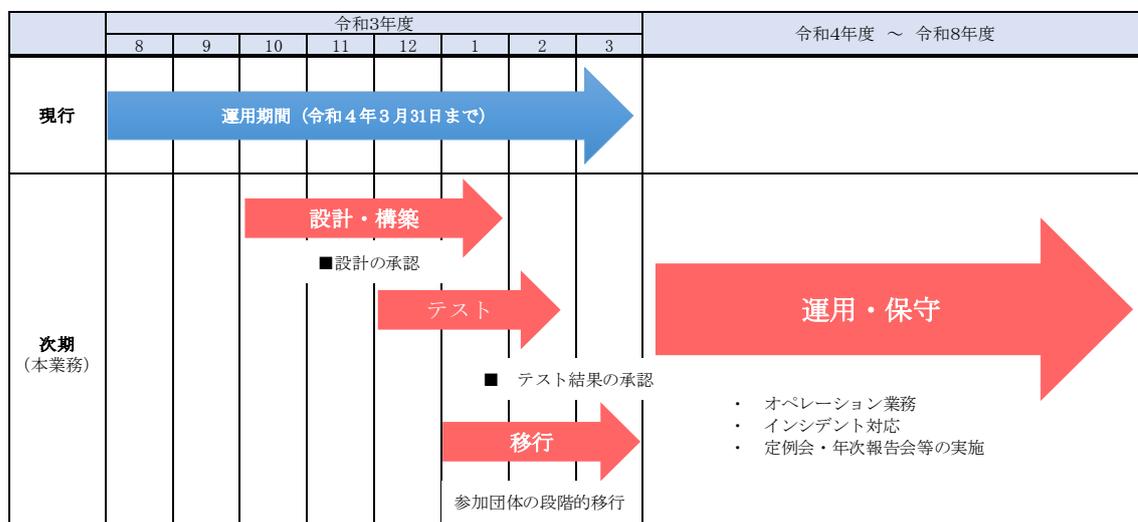
1 事業の概要

- ・ 総務省の通知^(※)に基づき、県及び県内市町共同の、インターネット接続にかかるセキュリティ基盤を構築・運用するもの。現行セキュリティクラウドは、平成28年度に構築、平成29年度から運用開始。
 - 都道府県が調整窓口となり、市町を取りまとめて一括調達するスキーム
 - ① 構築・運用コストの圧縮
 - ② セキュリティレベルの強化・標準化
 ※各団体ネットワーク内におけるセキュリティは、各々で実施
- ・ 高度かつ多重なセキュリティ対策機器等の導入及びセキュリティ技術者による24時間365日体制での通信ログ等確認により、団体毎にセキュリティ対策を実施していた平成27年度以前に比べて高度なセキュリティレベルを確保。
- ・ 令和3年度末の現行契約終了に合わせ、総務省が示した新たな要件に基づくセキュリティ基盤を調達しようとするもの。

(※) 平成27年5月に発生した日本年金機構の情報漏えい事案及びマイナンバー制度の施行を受け、全自治体のセキュリティ強化のため、総務省が全都道府県に、自治体情報セキュリティクラウドを構築するよう通知。

2 契約の概要

入札の形態	一般競争入札 (WTO)
入札参加資格 (案)	別紙のとおり
契約期間	契約日 (令和3年10月予定) ~ 令和9年3月31日まで
スケジュール	下記のとおり



3 次期セキュリティクラウドの特徴（現行セキュリティクラウドとの相違点）

① クラウドサービス利用型

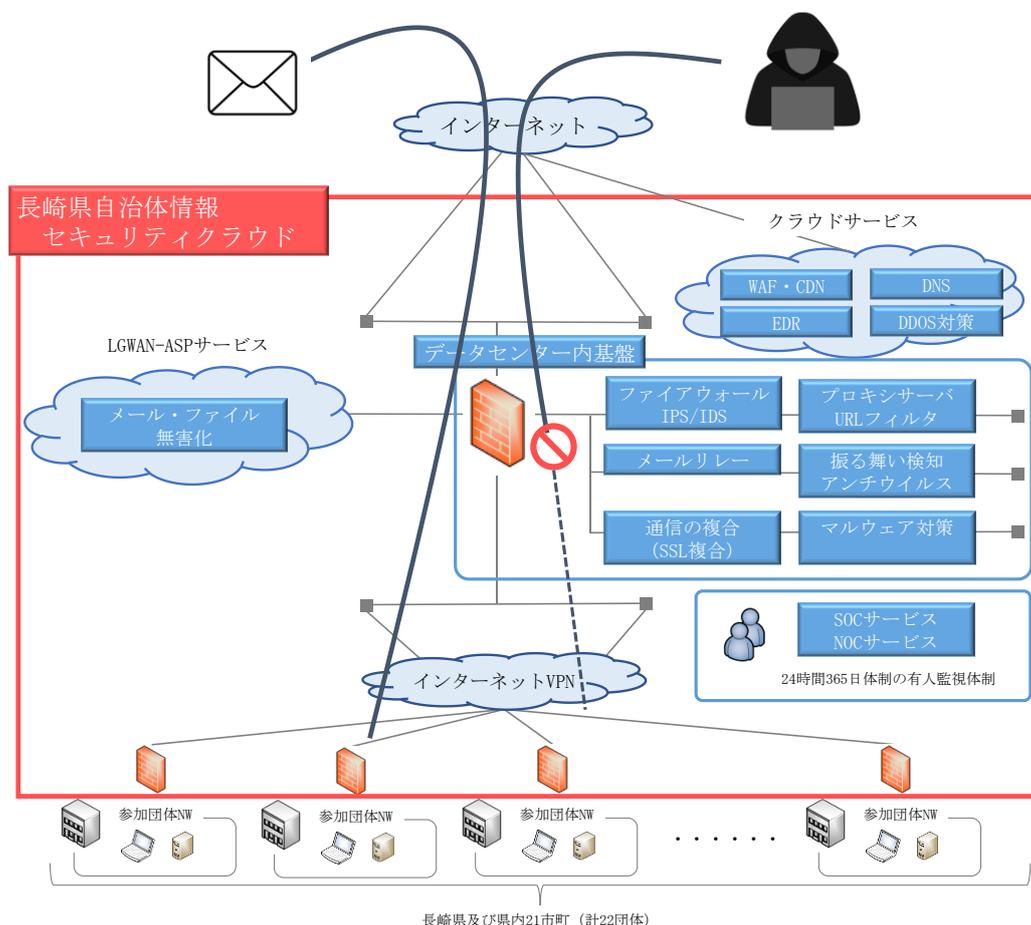
- ・ クラウドサービスにより実装可能なものは基本的に全て、クラウドサービスを利用する。（総務省の要件 クラウド・バイ・デフォルト）
- ・ 現行セキュリティクラウドにおいては、クラウドサービスの利用が一切認められておらず、長崎県独自に調達・構築した機器により運用していた。

② 公開 WEB サーバの追加セキュリティ対策

- ・ 大規模災害発生時等に、各団体のホームページ（WEB サーバ）が応答できない事態を防ぐため、WEB サーバのコピーを複数個所に配置する等の対策を実装。（CDN：ContentsDeliveryNetwork）
- ・ 上記対策により、不正プログラム等により意図的にアクセスを集中させ、応答できなくしようとするサイバー攻撃にも対応が可能。

4 現行セキュリティクラウドにおける検知・ブロックの状況（値は令和2年度実績）

① メールセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体がインターネットを介してやり取りする全メールについて、セキュリティチェックを実施 ・ 約1万5千件のマルウェア等を検知・ブロック
② 公開 WEB サーバの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約1億件の通信を確認 ・ うち100万回の通信を遮断
③ 外部 WEB アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約72億件の通信を確認 ・ うち2,600万件の通信を遮断



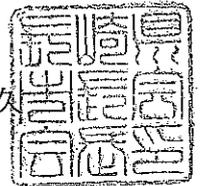
5 次期セキュリティクラウドで実装する主な機能一覧

No	名称	対策内容
①	ファイアウォール	<ul style="list-style-type: none"> 送信元情報と送信先情報を元に、通信の許可・不許可を行い、不正な通信をブロックするもの
②	IDS (Intrusion Detection System) IPS (Intrusion Prevention System)	<ul style="list-style-type: none"> 通信の内容を詳細に監視し、①ファイアウォールだけでは検知できない不正な通信・アクセスをブロック（または警告）するもの
③	WAF (Web Application Firewall)	<ul style="list-style-type: none"> ①ファイアウォール、②IDS・IPS だけでは検知できない WEB アプリケーションの脆弱性（セキュリティ上の弱点）等を突いた攻撃をブロックするもの
④	CDN (Content Delivery Network)	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上に、公開 WEB サーバ（例えば県公式 HP）のコピーを複数個所に配置する 大量アクセス攻撃や災害による通信回線断発生時でも、接続可能なサーバがあればサービス継続
⑤	マルウェア対策	<ul style="list-style-type: none"> メール等に添付されているデータに、マルウェア（ウイルス）が含まれていないかを、パターンファイル（検体）を元に確認するもの マルウェアが確認された場合は、隔離・除去等を行う
⑥	ふるまい検知	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃されても実害が発生しない別領域（サンドボックス）において、実際の運用環境のようにプログラムをいったん実行させる その挙動からマルウェアであると確認されたら、運用環境で実行させないための除去等を行なう パターンファイル（検体）を元に判断するマルウェア対策では検知できないものも検知が可能
⑦	通信の復合対応	<ul style="list-style-type: none"> 暗号化された通信の中に不正通信がないかを確認するため、一旦暗号化を解除し、その通信に問題がないかを確認するもの
⑧	EDR (Endpoint Detection and Response)	<ul style="list-style-type: none"> パソコン等機器のウイルス感染防止に特化した従来の対策とは異なり、万が一、感染してしまった場合に、その拡大防止、侵入経路特定等をリアルタイムで行うもの
⑨	SOC (Security Operation Center) NOC (Network Operation Center)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ、ネットワークの専門家が 24 時間 365 日体制で、通信ログ等を確認し、セキュリティ事故が発生した場合に、関係者への通報及び被害拡大防止対策等を実施するもの

28長市会第222号
平成28年11月30日

長崎県総務部長
上田裕司様

長崎県市長会
会長 田上 富久



第90回長崎県市長会負担金等適正化委員会審議結果について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第90回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議された自治体情報セキュリティクラウド運用費平成29年度負担金について、その取扱いを保留としていましたが、協議が整ったことから、次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況をご理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

（審議結果）

本来は県：市町＝1：1の負担割合を適用すべきものであるが、今回は協議が進んでいた経過があることから例外として取扱い、負担金額については、県、市町の区別なく、均等割：人口割＝4：6による算出とし、別紙①のとおりとする。

なお、平成30年度以降の負担金額については、市長会事務局が窓口となり改めて協議を行うこととする。

自治体情報セキュリティクラウド 運用費負担金

別紙①

【各市負担金の算出方法】

・負担額総額について、県、市、町の区別なく、均等割(40%)、人口割(60%)により各市負担金額を算出する。

負担総額 **64,326千円**

均等割額	1,170千円
人口割額	※各団体人口による

(各市負担金)

(単位：千円)

市名	人口	平成29年度			率(%)	
		均等割	人口割	計		
長崎	429,508	1,170	6,017	7,187	11.2	
佐世保	255,439	1,170	3,578	4,748	7.4	
島原	45,436	1,170	637	1,807	2.8	
諫早	138,078	1,170	1,934	3,104	4.8	
大村	92,757	1,170	1,299	2,469	3.8	
平戸	31,920	1,170	447	1,617	2.5	
松浦	23,309	1,170	327	1,497	2.3	
対馬	31,457	1,170	441	1,611	2.5	
壱岐	27,103	1,170	380	1,550	2.4	
五島	37,327	1,170	523	1,693	2.6	
西海	28,691	1,170	402	1,572	2.4	
雲仙	44,115	1,170	618	1,788	2.8	
南島原	46,535	1,170	652	1,822	2.8	
13市計	1,231,675	15,210	17,255	32,465	50.3	
【参考】	長与町	42,548	1,170	596	1,766	2.7
	時津町	29,804	1,170	418	1,588	2.5
	東彼杵町	8,298	1,170	116	1,286	2.0
	川棚町	14,067	1,170	197	1,367	2.1
	波佐見町	14,891	1,170	209	1,379	2.1
	小値賀町	2,560	1,170	36	1,206	1.9
	佐々町	13,626	1,170	191	1,361	2.1
	新上五島町	19,718	1,170	276	1,446	2.2
	町計	145,512	9,360	2,039	11,399	17.6
	長崎県	1,377,187	1,170	19,292	20,462	31.8
合計	2,754,374	25,740	38,586	64,326	100	

※人口は平成27年国勢調査人口

割合

0.40

0.60

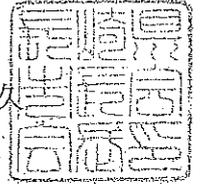
※県及び町分は参考記載である。

※率については、小数点第2位を四捨五入しているため、積上げが100とにならない

29長市会第155号
平成29年11月21日

長崎県総務部長
吉 浜 隆 雄 様

長崎県市長会
会長 田 上 富 久



第91回長崎県市長会負担金等適正化委員会審議結果について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第91回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議された自治体情報セキュリティクラウド運用費の平成30年度負担金について、次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況をご理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

（審議結果）

現在、委託契約を締結している平成33年度までの期間については、特例として、承認する。

なお、平成34年度以降の取扱いについては、原則として、県：市町の負担割合は1：1とする。

長崎県自治体情報セキュリティクラウド運用費負担金

【各市負担金の算出方法】

・負担総額について、県、市、町の区別なく、均等割（40%）、人口割（60%）により負担金を算出する。

負担総額 64,326千円

均等割額	1,170千円
人口割額	※各団体人口による

(各市負担金)

(単位：千円)

市名	人口	平成30年度			率(%)	
		均等割	人口割	計		
長崎	429,508	1,170	6,017	7,187	11.2	
佐世保	255,439	1,170	3,578	4,748	7.4	
島原	45,436	1,170	637	1,807	2.8	
諫早	138,078	1,170	1,934	3,104	4.8	
大村	92,757	1,170	1,299	2,469	3.8	
平戸	31,920	1,170	447	1,617	2.5	
松浦	23,309	1,170	327	1,497	2.3	
対馬	31,457	1,170	441	1,611	2.5	
壱岐	27,103	1,170	380	1,550	2.4	
五島	37,327	1,170	523	1,693	2.6	
西海	28,691	1,170	402	1,572	2.4	
雲仙	44,115	1,170	618	1,788	2.8	
南島原	46,535	1,170	652	1,822	2.8	
13市計	1,231,675	15,210	17,255	32,465	50.3	
【参考】	長与町	42,548	1,170	596	1,766	2.7
	時津町	29,804	1,170	418	1,588	2.5
	東彼杵町	8,298	1,170	116	1,286	2.0
	川棚町	14,067	1,170	197	1,367	2.1
	波佐見町	14,891	1,170	209	1,379	2.1
	小値賀町	2,560	1,170	36	1,206	1.9
	佐々町	13,626	1,170	191	1,361	2.1
	新上五島町	19,718	1,170	276	1,446	2.2
	8町計	145,512	9,360	2,039	11,399	17.6
長崎県	1,377,187	1,170	19,292	20,462	31.8	
合計	2,754,374	25,740	38,586	64,326	100	

※人口は平成27年国勢調査人口

※率については、小数点第2位を四捨五入しているため、積上げが100とにならない

現行の負担金割合について

資料3-4

資料2

【各市負担金の算出方法】

- セキュリティクラウドの運用保守費用について、県、市、町の区別なく、**均等割（40%）、人口割（60%）**により負担金を算出しています。

単年負担額 65,518千円

（人口割額（年額） 39,316千円）
（均等割額（年額） 26,202千円）

人口割額	※各団体人口による
均等割額	1,191千円

（単年度負担金）

（単位：千円）

市名	人口	平成29年度～令和3年度			率(%)
		均等割	人口割	計	
長崎	429,508	1,191	6,131	7,322	11.2
佐世保	255,439	1,191	3,646	4,837	7.4
島原	45,436	1,191	649	1,840	2.8
諫早	138,078	1,191	1,971	3,162	4.8
大村	92,757	1,191	1,324	2,515	3.8
平戸	31,920	1,191	456	1,647	2.5
松浦	23,309	1,191	333	1,524	2.3
対馬	31,457	1,191	449	1,640	2.5
壱岐	27,103	1,191	387	1,578	2.4
五島	37,327	1,191	533	1,724	2.6
西海	28,691	1,191	410	1,601	2.4
雲仙	44,115	1,191	630	1,821	2.8
南島原	46,535	1,191	664	1,855	2.8
長与町	42,548	1,191	607	1,798	2.7
時津町	29,804	1,191	425	1,616	2.5
東彼杵町	8,298	1,191	118	1,309	2.0
川棚町	14,067	1,191	201	1,392	2.1
波佐見町	14,891	1,191	213	1,404	2.1
小値賀町	2,560	1,191	37	1,228	1.9
佐々町	13,626	1,191	194	1,385	2.1
新上五島町	19,718	1,191	281	1,472	2.2
長崎県	1,377,187	1,191	19,657	20,848	31.8
合計	2,754,374	26,202	39,316	65,518	100.0

※人口は平成27年国勢調査人口による

次期セキュリティクラウドに係る負担金（案）に係る県の考えについて

1. 負担の構成と考え方

共同調達・共同利用であることから、利用量を加味した負担とさせていただきたい。

- ・ 本事業は、各団体が個別に調達・運用していたインターネット接続に係るセキュリティ対策を、都道府県以上の広域単位で共同調達・共同利用することにより、①セキュリティレベルの強化・標準化、②共同調達によるコスト圧縮を図るものです。
- ・ 本来、各団体が実施すべきセキュリティ対策について、上記の理由により参加団体の1つである県が他団体の代理として設計・調達・維持管理業務を負担しているものであり、その費用は、利用量に応じて各団体が負担すべきものと考えております。
- ・ セキュリティクラウドへの参加は任意であり、総務省が示す要件を満たすことができれば、セキュリティクラウドに参加することなく、団体各自でのセキュリティ対策が認められています。
- ・ 任意参加であるにも関わらず、現行セキュリティクラウドは21市町全てが参加し、次期セキュリティクラウドについても引き続き参加意向をいただいておりますのは、セキュリティクラウドの共同調達・共同利用によるコストメリット及び職員の負担軽減をご理解いただいているものと考えております。

(参考資料)

【別紙1】

現行セキュリティクラウドの通信量実績について

【別紙2】

九州各県における県・市町の負担割合について

【別紙3】

各団体がセキュリティクラウド相当の基盤を独自に調達した場合の費用
(ベンダーによる試算)

2. 負担金の割合（案）について

- 前項記載のとおり、【利用量に応じた従量制】の考え方が反映されるべきと考えておりますが、セキュリティアクラウドの基盤部分には、自治体規模や端末数・通信量等に関わらず一定の構成が必要となります。このことから、それら基盤となる部分の構築・維持管理に係る費用については、【均等割】により按分する必要もあると考えております。

(1) 利用量に応じた従量制について

- 総務省の示す要件では、次期セキュリティアクラウドの機能は、【①全団体が必ず実装すべき必須機能】と、【②団体の希望に応じて実装して良いオプション機能】に分けられています。

機能種別	①必須機能	②オプション機能
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> インターネット通信の監視 ゲートウェイ（境界）対策 セキュリティ専門家による通信の監視 など 	<ul style="list-style-type: none"> メール・ファイル無害化 EDR（高度なマルウェア対策） WEB サーバの追加セキュリティ対策
見積価格に影響する要素	インターネット通信量	アカウント数・端末数 対象 WEB サイト数

【①必須機能】

- 必須機能については、インターネット通信全般のセキュリティ対策を行うものです。このため、見積価格に影響する要素は、【インターネット通信量】となります。
- 【別紙1】のとおり、現行の按分割合の算定方式である【均等割 40%、人口割 60%】により計算した場合と、インターネット通信量に基づき計算した場合の数値がおおよそ近似しています。

【②オプション機能】

- オプション機能の見積価格に影響する要素は、アカウント・端末数となります。
- オプション機能については、希望する団体の利用実態に応じた費用を負担することを想定し、単価契約とする予定です。

(2) 均等割・人口割の比率について

- ・ セキュリティクラウドを最小規模で構築した場合の費用（262,056 千円）は、全団体を対象とした構成（648,000 千円）と比較すると、約 40%となっています。

【別紙3】記載

$$\langle \frac{262,056 \text{ 千円}}{648,000 \text{ 千円}} = \text{約 } 40\% \rangle$$

※いずれもベンダー試算額

- ・ この費用は、規模等の大小に関わらず発生する、セキュリティクラウド構築・維持管理に係る共通経費に相当するものです。
- ・ より公平な負担とするためには、この比率を均等割として導入することが妥当と考えております。



- ・ 現行の按分割合の算定方式である【均等割 40%、人口割 60%】は、各団体が参加するにあたって最低限の費用負担をしつつ、利用状況に応じた従量負担が加味されております。上記試算との比較においても、その比率については妥当であると考えております。
- ・ 以上のことから、次期セキュリティクラウドについても、現行の算定方式を踏襲することが最適と考えております。

現行セキュリティクラウドにおける通信実績について

別紙1

運用ベンター(SBテクノロジー)が年次報告会で報告している実績値であり、市町も確認が可能

令和2年度通信実績

	①受信平均 (Mbps)	②送信平均 (Mbps)	③合計 (①+②)	④総通信量に おける割合(%)	⑤現行 負担割合(%)	⑥通信量割合と 負担割合の比較 (④-⑤)
長崎市	7.71	1.42	9.13	10.7	11.2	▲ 0.5
佐世保市	6.79	1.27	8.06	9.5	7.4	2.1
島原市	2.61	0.62	3.23	3.8	2.8	1.0
諫早市	2.79	0.51	3.30	3.9	4.8	▲ 0.9
大村市	6.80	1.58	8.38	9.8	3.8	6.0
平戸市	2.88	0.70	3.58	4.2	2.5	1.7
松浦市	2.07	0.44	2.51	2.9	2.3	0.6
対馬市	0.22	0.32	0.54	0.6	2.5	▲ 1.9
壱岐市	1.20	0.23	1.43	1.7	2.4	▲ 0.7
五島市	2.99	0.96	3.95	4.6	2.6	2.0
西海市	1.69	0.22	1.91	2.2	2.4	▲ 0.2
雲仙市	3.10	1.40	4.50	5.3	2.8	2.5
南島原市	0.44	0.14	0.58	0.7	2.8	▲ 2.1
長与町	1.25	0.24	1.49	1.7	2.7	▲ 1.0
時津町	4.16	0.42	4.58	5.4	2.5	2.9
東彼杵町	0.52	0.11	0.63	0.7	2.0	▲ 1.3
川棚町	0.63	0.20	0.83	1.0	2.1	▲ 1.1
波佐見町	0.61	0.21	0.82	1.0	2.1	▲ 1.1
小値賀町	0.23	0.06	0.29	0.3	1.9	▲ 1.6
佐々町	0.31	0.10	0.41	0.5	2.1	▲ 1.6
新上五島町	4.61	0.99	5.60	6.6	2.2	4.4
長崎県	14.56	4.90	19.46	22.8	31.8	▲ 9.0
合計	68.17	17.04	85.21	100	100	

九州各県における次期セキュリティクラウド費用負担状況

別紙2

令和3年6月現在

No.	団体名	標準機能における 県・市町の負担割合	負担割合の基となる考え方	備考
1	福岡県	県2:市町8 (県20%)	<p>○標準機能（全団体が共通的に利用する機能） 利用団体が利用規模に応じて按分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数割 ・端末数割 ・メールアカウント数割 ・均等割 <p>○オプション（利用を希望する団体のみが利用する機能） 機能毎に利用団体が利用規模に応じて按分 (機能毎に算定基礎とする項目は異なる)</p>	確定
2	佐賀県	県2:市町8 (県20%)	均等割り 50% 職員数割り 50%	確定
3	熊本県	県3:市町7 (県28%)	職員数の単一要素により按分	次期については協議中
4	大分県	県3:市町7 (県30%)	市町村が負担する7割部分を、 均等割り50%、職員数割り50%で按分	確定
5	宮崎県	県5:市町5 (県50%)	市町村の50%のうち、 従量・職員数50%、端末数50%で按分	確定
6	鹿児島県	県3:市町7 (県31%)	現在は、PC台数、職員数等により按分しているが、次期については、トラフィック量による按分を予定。	次期については協議中
7	沖縄県	県3:市町7 (県30%)	現在は、PC台数、職員数等により按分しているが、次期については、トラフィック量による按分を検討。	次期については協議中

■各市町様単独構築参考費用

- ・本参考費用につきましてはあくまで参考価格であり、価格を保証するものではない点をご容赦ください。
- ・本参考費用の金額につきましては全て税抜き金額となっております。

分類	項目	長崎県情報SC 9月30日提出 ※長崎県の職員数に即したプラン		職員数 3000		職員数 1000	
		初期費用	運用費用(5年)	初期費用	運用費用(5年)	初期費用	運用費用(5年)
次期情報SC費用	インターネット集約サービス	16,150,000	48,450,000	4,038,000	12,113,000	1,346,000	4,038,000
	インターネットセキュリティサービス	21,250,000	84,150,000	21,250,000	84,150,000	21,250,000	84,150,000
	SOCサービス	42,500,000	138,550,000	4,250,000	13,855,000	4,250,000	13,855,000
	運用サービス	-	76,500,000	-	7,650,000	-	7,650,000
	回線サービス BBIXのみ *その他回線	2,550,000	18,700,000	638,000	4,675,000	213,000	1,558,000
	初期設計、構築作業	131,200,000	-	118,080,000	-	118,080,000	-
	その他機器	39,100,000	28,900,000	9,775,000	7,225,000	3,258,000	2,408,000
	初期費用	252,750,000	-	158,031,000	-	148,397,000	-
	運用費用	-	395,250,000	-	129,668,000	-	113,659,000
	合計		648,000,000		287,699,000		262,056,000

事業費用の全体について

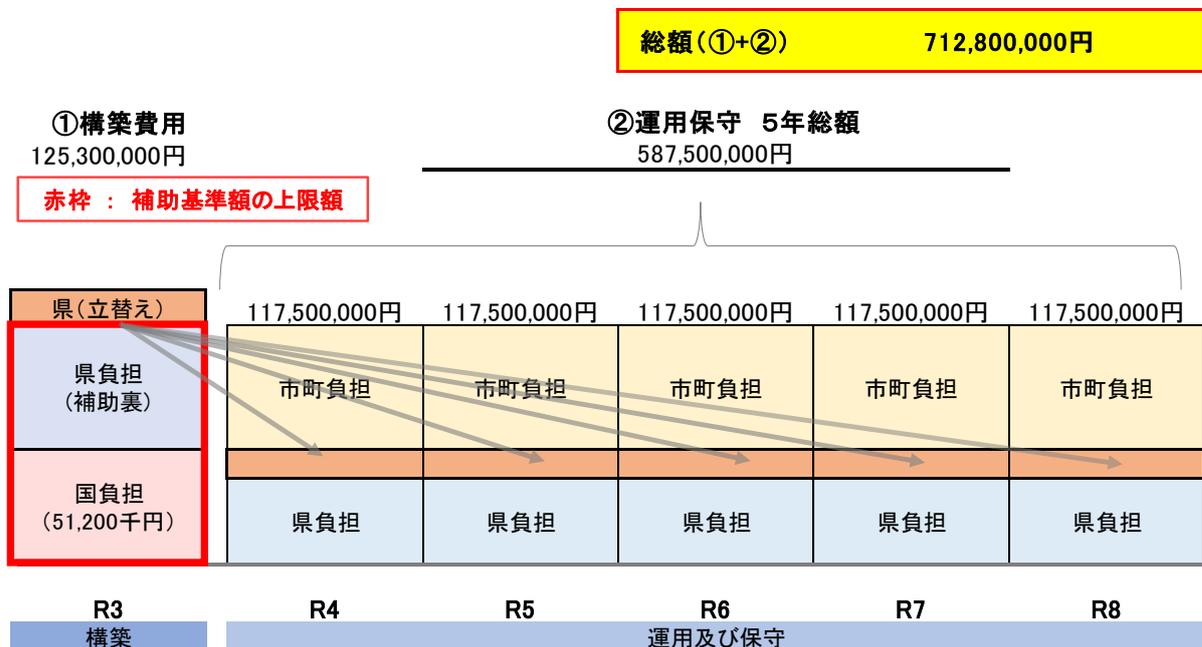
1) 現行セキュリティクラウドにおける按分対象額について

- ・ 国庫補助の関係により、①構築、②運用保守に分けて契約
- ・ ①構築費用については、国補助 50%・補正債 50%で市町負担なし。また、補正債は充当率 100%、措置率 100%であったため、県も実質的な負担なし。
- ・ ②運用保守を、参加団体に按分



2) 次期セキュリティクラウドにおける按分対象額（案）について

- 令和3年4月に、国（J-LIS）からの補助スキームが明らかとなりました。
- 補助対象は、構築・移行に係る部分であり、補助を受けるには、令和3年度中に構築・移行を完了し、支払いまで完了する必要があります。
⇒ 県において、構築・移行費用として、125,300千円を6月補正予算として予算措置しております。
- 国が定める補助上限額の50%について補助金交付、残り50%については、都道府県に対して普通交付税措置されることとなっています。
- 令和3年7月に、令和3年度分の普通交付税措置状況が明らかになりましたが、補助裏の部分について、総務省が示したとおりに交付税措置がされていることが確認できましたので、この部分については、市町に負担を求めず、県が負担いたします。
⇒ 構築費用が、補助基準額の上限額（102,400千円）を超えた場合、その部分については県・市町の按分対象とさせていただきたいと考えています。
⇒ 国（J-LIS）の補助額等については、入札結果により変動しますので、ご了承願います。



【整理】

- 補助裏（補助基準額の上限額以下の部分）について、交付税措置されていることが確認できましたので、市町に負担を求めず県で負担します。
- 構築費用のうち、補助基準額の上限額（図の赤字部分）を超える部分については、県・市町の按分対象とさせていただきたいと考えております。

ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金について（概要）

1 負担金名等

ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金

2 目的及び事業

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、2003年10月に前身となる日本貿易振興会を引き継ぐ形で設立され、海外及び国内事務所のネットワークを活用し、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業などの海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ、企業活動や通商政策に貢献することを目的としており、ジェトロ長崎貿易情報センター（以下、「ジェトロ長崎」という。）は長崎県内企業へのこれら支援等を行う。

ジェトロ長崎概要

- 1965年に長崎貿易相談所として設置
- 人員体制 4名（所長 職員 非常勤嘱託員 派遣職員(時短) 令和3年4月現在)
- 基礎的活動経費 28,545千円（人件費、管理費 令和3年度収支見通し）

3 趣旨

ジェトロ長崎の運営事業費については、地元自治体による部分負担を原則とし、現時点では県及び7市3町で負担している。（令和3年度負担額 県11,615千円 市町計4,123千円）

このジェトロ負担金について、平成27年1月に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による見直しの指摘を受け、経済産業省において平成30年8月に各貿易情報センターの基礎的経費におけるジェトロと地元自治体との折半負担を原則化し、地元自治体への協力を求めていくこととなったことから、ジェトロ長崎においても各市町への協力依頼を行ってきたところである。

一方で、現状として地元負担額の約7割の負担となっている長崎県としては、県：市町＝1:1との考えがあるものの、令和2年度予算ではジェトロ長崎の現行体制を維持するための臨時的な対応として、これまでの負担額に333万円増額したところであり、令和3年度も県による臨時的な対応が継続したままの状態である。

そのような背景があり、ジェトロ長崎の地元自治体による負担の分担に向け、県と市町での負担割合の統一的なルールを設けようとするもの。

4 負担割合（案）

R4年度ジェトロ長崎運営にかかる地方自治体分担金 17,319千円

（ジェトロ長崎の考え方）別紙資料4-1参照

県：市町＝1:1とし、市町の負担割合については、次の割合で算出する

	均等割	規模按分	利用按分
割合	20%	40%	40%

(長崎県市長会の考え方)

企業に対する販路拡大・海外進出などの支援は広域的な業務であり、立場・役割を踏まえると、基礎的自治体である市町が県と同じ割合を負担すべき特段の理由が不明瞭である。

また、市町の負担割合の算定根拠が明確でないことから、今後、町村会とも連携しながら整理を行っていく必要があると考える。

【参考資料】

- (1) ジェトロ長崎からの依頼文【資料 4-2】
- (2) 負担金変更理由【資料 4-3】
- (3) 事業実施報告書【資料 4-4】
- (4) 収支予算見通し【資料 4-5】
- (5) 各都道府県における対応調査結果【資料 4-6】

①日本貿易振興機構長崎貿易情報センターの負担金の算定基準(案)

地域	事業所数 ^{(*)1}		ジェトロ ^{(*)2}		2022年			県・市町 ^{(*)4} 負担割合 5割負担
	割合	利用件数	割合	負担金(千円)	均等割	規模按分	利用按分	
長崎県	100.0%	--	--	8,663	--	--	--	
長崎市	30.4%	587	41.7%	2,579	82	1,053	1,444	
佐世保市	17.4%	184	13.1%	1,138	82	603	453	
島原市	4.2%	67	4.8%	393	82	145	165	
諫早市	9.7%	62	4.4%	571	82	336	153	
大村市	5.4%	117	8.3%	557	82	187	288	
平戸市	2.7%	57	4.0%	316	82	94	140	
松浦市	1.6%	26	1.8%	202	82	55	64	
対馬市	3.1%	13	0.9%	222	82	107	32	
壱岐市	2.4%	31	2.2%	242	82	83	76	
五島市	3.7%	17	1.2%	252	82	128	42	
西海市	1.8%	4	0.3%	155	82	62	10	5割負担
雲仙市	3.4%	57	4.0%	340	82	118	140	
南島原市	3.9%	74	5.3%	400	82	135	182	
西彼杵郡長与町	1.8%	10	0.7%	169	82	62	25	
西彼杵郡時津町	2.2%	16	1.1%	198	82	76	39	
東彼杵郡東彼杵町	0.5%	6	0.4%	115	82	17	15	
東彼杵郡川棚町	0.9%	3	0.2%	121	82	31	7	
東彼杵郡波佐見町	1.5%	15	1.1%	171	82	52	37	
北松浦郡小値賀町	0.3%	0	0.0%	93	82	10	0	
北松浦郡佐々町	1.1%	4	0.3%	130	82	38	10	
南松浦郡新上五島町	1.9%	58	4.1%	291	82	66	143	
合計		1,408	100.0%	17,319 ^{(*)3}	1,732	3,460	3,464	

(*)1 直近の経済センサス(平成28年経済センサス)の集計値を引用

(*)2 直近3年間(H30~R2)のジェトロ長崎主催セミナーへの参加者数及びジェトロ長崎への貿易投資相談件数(県庁、大学等は除いたもの)の合計数で按分、括弧内はうちセミナー参加者数。

(*)3 ジェトロ長崎試算「2022年度ジェトロ長崎運営経費」のうち、人件費、管理費、地方事業費の地方自治体負担分を引用

(*)4 県・市町の負担割合を1:1として算出

(*)5 令和3年度のジェトロ負担金の拠出市町は7市3町の10市町

NGS-210730002

2021年7月30日

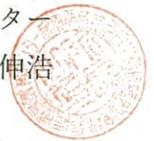
長崎市長会

会長 田上 富久 様

独立行政法人日本貿易振興機構

長崎貿易情報センター

所長 中島 伸浩



負担金における関係書類の提出について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本機構の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり関係書類を提出いたしますので、厳しい状況の中とは存じますが、負担金についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

②今回負担金変更（新設）の理由

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、2003年10月に前身となる日本貿易振興会を引き継ぐ形で設立されました。70カ所を超える海外事務所ならびに本部（東京）、大阪本部、アジア経済研究所および国内事務所をあわせ約50の国内拠点から成る国内外ネットワークを活用し、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することを目的としております。

ジェトロ長崎貿易情報センター（ジェトロ長崎）は、1965年7月に長崎貿易相談所として設置。その運営事業費については、自治体による部分負担を原則としており、2021年度については県ならびに7市3町で15,738千円を予定しております。このジェトロ負担金について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成27年1月9日付）を受けた経済産業省は、「独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の第4期中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」（平成30年8月）を発表。各貿易情報センターの基礎的経費の折半負担を原則化し、地方自治体等への協力を求めていくとしました。

本方針を受けてジェトロ長崎は2019年度予算要求への反映を協議するも、同年度予算では実現に至らず、人員体制の減少が発生しました。その後2020年度予算要求では、最終的に県および6市1町で15,738千円をご負担いただくこととなりました。ただし、県の方針として県と市町の負担割合が1:1となるべく、引き続き市町の協力を求めていくこととし、県予算で増額した333万円分は現行体制を維持するための臨時的な計上であることが示されました。2021年度予算要求では各市町のご協力をお願いし、7市3町まで拡大したものの、県と市町の負担割合の是正には至らず、県による臨時的な計上が継続した状態となっております。また、「長崎県市長会負担金適正化委員会要綱」第4条に基づくと、既に7市からのご協力を得ていることから同委員会での審議を要するものと理解しております。

人口減少に伴って中長期的に国内需要の縮小が見込まれ、成長する海外市場を獲得する必要性が高まっております。ジャパンモール*参加登録・商談支援等の新事業への取組をはじめ、コロナ収束後の相談対応増加への対応などが見込まれるところ、ジェトロ長崎の企業支援体制を安定させていただきたくご支援をお願いするとともに、市町が応分を負担する統一的なルールについてご検討をいただきたくよろしく申し上げます。

*JAPAN MALL 事業：世界60以上の連携先ECバイヤーに商品を紹介する事業。原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要。

2018年6月5日

(都道府県の担当局長/部長) 殿

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
企画部長 金子 知裕

国内事務所体制の再構築と地元負担割合の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

(都道府県名) におかれましては、平素よりジェトロの事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ジェトロでは、農林水産物・食品輸出の拡大、中堅・中小企業の海外展開支援、対日投資誘致などを重点分野とし、現在、取り組んでいる「第4期中期計画(2015年度～2018年度)」では、中堅・中小企業の海外ビジネスへの関心の高まりを受け、地方における事業規模を拡大してきました。

農林水産物・食品輸出については、一県一支援事業などを通じて2011年度以降、延べ2万社以上の支援を行い、成約額は見込みを含め1,200億円近くに上ります。また、「新輸出大国コンソーシアム事業」を通じ、中堅・中小企業の海外展開を支援すべく全国47都道府県の自治体や商工団体等と協力体制を構築し、7,000社を超える企業を支援していますが、その7割は東京、大阪以外の企業です。

さらに、対日投資誘致では、ジェトロが支援した案件の中で、東京以外への投資が全体の4割を超えています。

一方、国内事務所の運営においては、2015年1月9日付けで、総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」から経済産業大臣宛てに、以下のとおり業務実施体制の見直しが指摘されております。

「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における、ジェトロへの指摘事項(抜粋)：

本法人は、次期中期目標期間では、「業務における優先順位を明確化し、経営資源を最適配分する」としているものの、国の独立行政法人として、経営資源に限りがあることを踏まえ、どのように国内事務所を配置すべきかについて、明確な考え方を示していない。さらに、費用と便益を比較しての検討が必ずしも十分でないことから、以下の取組を行うものとする。(中略)

次期中期目標期間においては、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進めるものとする。

このため、国内事務所の負担金拡大や人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の強化に努めてきました。

また、近年の新設事務所では、貿易情報センター運営費及び基礎的事業費の半額に及ぶ地元負担に加え、ジェトロからの派遣は所長のみにとどめ、所員は地元自治体からの出向者を充てております。

2019年度から始まる次期中期計画において、一層の活動の充実と成果の創出を通じ、地域経済の発展に貢献すべく、国内事務所の財政基盤を強化すると共に、前述の指摘を踏まえて費用と便益を考慮し、事務所体制を再構築いたします。

つきましては、2007年5月11日付けの文書（別添）に記載された負担金の基準から、各事務所の基礎的活動経費の半額以上を地元にご負担いただく基準に改めることとして、今後各事務所において協議を開始させていただくことにしたく存じます。

本方針をご理解いただき、引き続きのご支援を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

PLE070511001

2007年5月11日

(負担金拠出団体の長) 殿

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
理 事 長 林 康 夫

国内事務所の新体制について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴台におかれましては、平素よりジェトロの事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ジェトロは2003年10月1日より独立行政法人日本貿易振興機構となり、第1期中期目標期間(2003年10月～2007年3月)を、政府の定める中期目標に従い、わが国の対日投資促進、輸出促進、地域経済の活性化等々の各種業務を遂行して参りました。

第1期中期目標期間が終了する2006年度には、独立行政法人通則法に従い、ジェトロは主務大臣より、組織・業務全般の見直しを受けて参りました。

その結果、「独立行政法人日本貿易振興機構の組織・業務全般の見直しについて」(2006年12月24日)が政府・行政改革推進本部において決定され、その中で国内事務所のあり方については以下のとおり定められました。

貿易情報センターについては、地方自治体からの地域経済国際化に関する強い要請及び国としての中小企業国際化支援、対日投資の拡大の必要性という政策のニーズを踏まえ、自治体からの負担金拠出を前提とする共同運営方式を維持している。今後は、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組みつつ、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をより高めていくこととする。

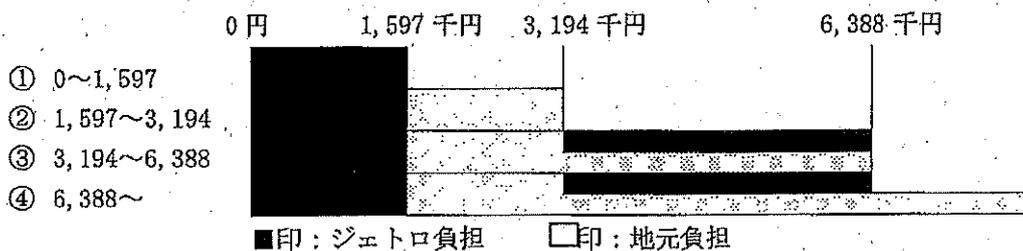
この決定に基づき、2008年4月から下記のとおり国内事務所の体制及び負担金割合を変更させていただきたく存じます。

貿易情報センターは、貴自治体をはじめとする地元からの要請に基づき設置されたジェトロの地域拠点として、貴自治体とともに地域の国際化、経済活性化を図っていくための重要な役割を担っているものと認識しており、ジェトロと致しましてもできる限り維持に努める所存ですので、なにとぞご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新体制開始時期： 2008年4月
2. 職員数： 2名体制を標準とする
(ジェットロ負担1名、地元負担1名)
3. 地元負担： 以下のとおりとする。
 - (1) 人件費： 約8,000千円
(実額は年度実績に応じて決定)
 - (2) 管理費： 1,200千円
(事務諸費500千円、事務所運営強化促進費700千円)
 - (3) 事業費： 3,000千円以上(委託費を含む)
(職員1人当たり1,500千円以上を基準とする)
 - (4) 借館料： 原則としてジェットロと地元とで折半
(但し、1,597千円まで全額ジェットロ負担とし、ジェットロ負担額は3,194千円を上限とする)



- 例①：借館料1,000千円の場合、ジェットロ負担は1,000千円、地元負担は0円
 例②：借館料3,000千円の場合、ジェットロ負担は1,597千円、地元負担は1,403千円
 例③：借館料5,000千円の場合、ジェットロ負担は2,500千円、地元負担は2,500千円
 例④：借館料7,000千円の場合、ジェットロ負担は3,194千円、地元負担は3,806千円

4. 人員増の検討:

業務量が特に多い国内事務所においては、ジェットロ全体の人員体制を考慮しつつ、以下の条件で増員を検討する。

- (1) 地元負担による人員増の要請がある場合は、前述3の地元負担額に加え、10,000千円以上（人件費8,000千円＋事務諸費500千円＋事業費1,500千円以上）を追加負担する場合に増員を検討する。
- (2) 第2期中期目標期間中において、当該地域における国庫事業による業務量が多いとジェットロが判断する場合は、ジェットロ負担にて増員を検討する。

5. 閉鎖もしくは他のジェットロ活用策の検討:

前述3の地元負担額に達しなかった場合には、事務所を閉鎖することとする。この場合には、地元の要望に応じた他のジェットロ活用策を検討いただく。

以上

2020 年度
事業実施報告書

(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
長崎貿易情報センター

2020 年度事業実施報告書

ジェトロ長崎貿易情報センターでは、中堅・中小企業の海外展開支援を主眼とした諸事業を長崎県内自治体および関係団体等の協力を得て、以下のとおり実施した。

1. 地元の農林水産物・食品輸出のための支援(農林水産・食品輸出促進事業)

①国内外見本市およびジェトロ主催の商談会での支援:

ジェトロでは、国内外の専門見本市でのジャパンパビリオン運営の他、ジェトロ主催の商談会を国内外の各地で開催している。2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年ジェトロがジャパンパビリオンを設置している国内外の殆どの見本市およびジェトロ主催の商談会が中止となったが、ジェトロ国内外のネットワークを生かした海外バイヤーとのオンライン商談会を実施し、長崎県内企業も参加した。商談会前後には、実務面でのサポートや課題解決を行った。

《別添①参照》

②輸出実務に特化したセミナー・個別相談会の開催:

県内の製造業を中心とした企業等が輸出実務を行うための課題解決型セミナー・個別相談会を開催した。新型コロナウイルス感染拡大を受け、オンラインも活用し、実施した。《別添①参照》

③輸出プロモーター事業による支援(2019 年度から農林水産物・食品分野のみ対象):

優れた商品を持っていながら、輸出経験のない、海外への販路拡大を実現したいという中小企業かつ製造業のうち、同事業を活用いただく新規支援対象企業の発掘を行った。

2018 年度から継続支援を行っている企業、2020 年度に新規に採択した企業に対して戦略策定、商談サポート、契約支援までの実務的アドバイスなどの一貫した支援をオンライン形式で行った。《別添①参照》

④海外における EC 販売プロジェクト(JAPAN MALL 事業)による支援:

世界 60 以上の EC バイヤーとジェトロが連携し、海外の消費者へ日本の加工食品、酒類等を販売する JAPAN MALL 事業を県内企業へ案内し、並行してマッチング支援、規制確認等の実務的支援、商談支援を行った。《別添①参照》

⑤バーチャル展示会への出展支援:

ジェトロは、デジタルを活用した新たな海外展開支援の一環として、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有カバイヤーのみが閲覧できるオンラインカタログサイト「JAPAN STREET」を開設した。海外のバイヤーは気軽に商品を検索し、見積依頼、商談依頼をジェトロ経由で行うことが可能。2020 年度は、JAPAN STREET 参画企業への登録支援を行った。《別添①参照》

⑥EU、TPP 諸国及び米国向け検査支援事業:

EU、TPP 諸国、米国向け輸出を強化するため、これら地域等へ輸出可能な商品を対象とし、残留農薬検査、成分分析検査の支援を行った。《別添①参照》

⑦輸出相談対応:

ジェトロ長崎の職員が、ジェトロ本部、海外事務所の各担当との協力の上、農林水産物・食品関連企業から寄せられる多種多様な相談対応を行った。また、継続した支援に繋がるような各企業にマッチするメニュー提案を行った。《別添③》

⑧海外コーディネーターによるコンサルテーション:

ジェトロが契約する在海外のコーディネーターが海外の市場について県内企業へオンライン・コンサルテーションを実施した。《別添①》

⑨「JETRO NAGASAKI 通信」による農林水産・食品分野のイベント等情報の発信：
「JETRO NAGASAKI 通信」により、最新の農林水産・食品分野の展示会、セミナー等の案内を
発信した。他団体が行うセミナー等の広報についても同通信を活用して広報の協力を行った。
《別添②参照》

2. 県内中堅・中小企業の海外展開のための支援

①新輸出大国コンソーシアム事業：

新輸出大国コンソーシアム事業では、中堅・中小企業から提示される産業別、テーマ別の海外
展開にかかる計画立案から実行までのステップ毎の個別具体的な課題解決のため、ジェトロが
契約した商社やメーカーOB やコンサルタント等の専門家による実務的なアドバイスを行った。ま
た、エキスパートの知見を最大限に生かし、企業ニーズに応える個別相談会を開催した。《別添
①参照》

②国際化インターンシップ事業：

経済産業省委託による国際化インターンシップ事業で、長崎県内企業 2 社が 3 カ月のインター
ン受け入れを行った。《別添①参照》

③高度外国人材活躍促進コーディネーターによる伴走型支援：

高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業に対し、
コーディネーターが長崎県内企業 3 社へ継続的支援を行った。《別添①参照》

3. 長崎県内企業等の海外展開の取り組みのための支援

①海外市場紹介、貿易実務等のセミナー開催：

県内企業を取り巻く国内外のビジネス環境により変化するセミナーのニーズをキャッチし、各種セ
ミナーをオンライン形式等で開催した。特にオンライン商談に対応するための実務特化型、産業
別のセミナーのニーズが高く、新たな海外展開を目指す企業の発掘も行った。《別添①参照》

②海外における EC 販売プロジェクト(JAPAN MALL 事業)支援：

ジェトロは、世界 60 以上の EC サイト、EC パイヤーと連携し、複雑な輸出手続きを行うことなく
海外 EC サイトで商品販売する JAPAN MALL 事業を実施している。県内企業等へ幅広く案内し、
並行してマッチング支援、規制等の実務的支援、商談支援を随時行った。
《別添①参照》

③デジタルプラットフォームを活用したバーチャル展示会への出展

ジェトロは、新型コロナウイルスの影響によりビジネス機会の損失を最小限にするため、デジタルを
活用したジェトロの新たな海外展開支援にいち早く取り組んでいる。なかでも、ジェトロの基準を満
たす限られた海外の有カパイヤーのみが閲覧できるオンラインカタログサイト「JAPAN STREET」
の開設により、輸出を目指す企業の登録を促した。《別添①参照》

④貿易・投資相談対応

県内企業等からの、海外展開に関するご相談に対し、ジェトロが蓄積した情報やノウハウ、収集し
た資料等活用し、相談に応じた。また、対応に際しては、ジェトロが海外事務所に配置している
コーディネーター、ジェトロ東京に配置しているアドバイザーなど、ジェトロの人的資源も活用し、情
報提供を行った。《別添③参照》

⑤「JETRO NAGASAKI 通信」によるイベント等情報の発信：

「JETRO NAGASAKI 通信」により、最新の展示会、セミナー等の案内を発信した。他団体が行う
行うセミナー等の広報についても同通信を活用して広報の協力を行った。《別添②参照》

⑥JETRO海外事務所におけるブリーフィングサービス:

県内企業・団体、自治体等が、海外市場の視察や商談などのために海外を訪問する際、JETRO海外事務所、駐在員が経済概況や日系企業のビジネスの動向などについて説明するサービスを実施している。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインでコンサルティングを実施した。〈別添④参照〉

4.自治体との協力体制の強化(自治体とのその他の連携事業)

①各関係自治体の協力を得ながら輸出促進に繋がるセミナーを実施した。

②自治体の外国企業誘致のための支援(対日投資促進事業)

JETROでは、国内産業の補完、地域経済の活性化に大きな役割を果たす外国企業の誘致の支援を行っている。2020年度は、JETROウェブサイト上の「地域進出支援ナビ」に掲載されている長崎県への進出のメリットをPRする情報を、長崎県の協力により更新した。

5.大学との連携

2017年4月に長崎県立大学との包括的連携協定締結により、例年、JETRO海外事務所での海外ビジネス研修生の受け入れ、JETRO長崎による同県立大での講義を実施するなど、協力を行っている。2020年度は海外ビジネス研修生の受け入れが適わなかったが、共催セミナーを開催したり、講座への講師派遣を行うなどの協力を行った。

6.会員事業

JETROでは、海外事務所が収集した情報と、国内外各地で実施する事業を活用いただくため、JETROメンバーズの会員制度を設けている。JETROの国内外事務所が収集した最新の情報のメールによる配信、各種調査資料、有料セミナーへの無料枠などの特典を提供している。

<添付物>

- ・別添①: 2020年度JETRO長崎貿易情報センター事業実績
- ・別添②: 2020年度「JETRO NAGASAKI 通信」一覧
- ・別添③: 2020年度貿易・投資相談実施状況(JETRO長崎貿易情報センター)
- ・別添④: 2020年度JETRO海外事務所におけるブリーフィングサービス一覧
- ・別添⑤: JETRO長崎貿易情報センター会員一覧(2021年3月31日現在)

以上

2020年度 ジェトロ長崎貿易情報センター事業実績

2021/3/31

第1 四 半 期	第2 四 半 期	第3 四 半 期	第4 四 半 期
<p>【講演会・セミナー等の開催】</p> <p>中国ECO 概況とJAPAN MALL 事業 <佐世保市会場> 開催日:7/14 場所:東北振興局天満庁舎 <長崎市会場> 開催日:7/15 場所:長崎県庁 講師:ジェトロECO・流通ビジネス課 課長代理 高山 博 主催:ジェトロ長崎 共催:長崎県 後援:長崎市、佐世保市、佐世保商工会議所、 長崎港活性化センター、佐世保港貿易振興協 会、商工中金長崎支店・佐世保支店、日本政策 金融公庫長崎支店・佐世保支店、十八銀行、郵 和銀行</p> <p>7/20:ASEAN ビジネスセミナー及び九州・沖縄地 域企業意見交換会 場所:オンライン(WEB セミナー) 講師:①「ASEAN におけるコロナの現状を踏まえた ビジネス再開のポイント」 ジェトロ・アジア大洋州課 長 小島英太郎 ②「ジェトロ在九州・沖縄各事務所の方針と予定」 説明 ジェトロ在九州・沖縄事務所長 ③意見交換 主催:ジェトロ長崎</p> <p>7/30:商談スキルセミナー～農水産物・食品の輸 出戦略へ、個別相談会 場所:オンライン(WEB セミナー)とリアルの併用 講師:①「海外展開に向けて～事業プラン策定の 重要ポイント～」 朝オプイス松下 松下 聡 氏 ～次ページに続く～</p>	<p>【講演会・セミナー等の開催】</p> <p>10/6:食品輸出個別相談会～成約に繋がる商品 づくりのヒント～ 場所:オンライン(WEB 相談会) 対応者:船久世 海外事業推進部 部長 堀川貴 瓜 氏、ジェトロ輸出プロモーター 専業専門家 松 下 聡 氏 主催:ジェトロ長崎</p> <p>10/16:高度外国人材採用活動における対面/オ ンライン面接のポイント 場所:オンライン(WEB セミナー) 講師: ①「ジェトロの高度外国人材への取り組みにつ いて」(支援企業の紹介)ジェトロ福岡 高度外国人 材活躍推進コーディネーター 渡邊真弓 ②「高度外国人材採用活動における対面/オンラ イン面接のポイント」ジェトロ高度外国人材スペシヤ リスト 高梨洋一 氏 ③「福岡外国人雇用サービスセンターの活用につ いて」 福岡外国人雇用サービスセンター 外国人 労働者専門官 村原直樹 氏 主催:ジェトロ在九州・沖縄各事務所 共催:福岡労働局、福岡外国人雇用サービスセン ター</p> <p>10/23:貿易実務講座「英文E-mail講座～オンラ イン時代に求められる英語力を鍛える」 場所:佐世保商工会議所 講師:トレード・コンシエルジュ Street Smart 代表 法嶋由昭 氏 主催:(公財)日本関税協会長崎・門司支部、(一 社)長崎県貿易協会、佐世保商工会議所、 佐世保港貿易振興協会、ジェトロ長崎</p>	<p>【講演会・セミナー等の開催】</p> <p>1/12:ワーキングショップ「EU/TPP11 利用における 原産性立証書類の作成方法」 場所:オンライン(WEB セミナー) 講師:東京共同会計事務所 トレード・コンプライア ンス部 志摩美帆 氏 主催:ジェトロ長崎 後援:長崎県、商工中金長崎支店、日本政策金 融公庫長崎支店、十八親和銀行</p> <p>1/13:留学生「人財」セミナー 場所:オンライン(WEB セミナー) 講師と内容: ①「学生の就職活動について」ヤングハローワーク 長崎 神原清美部活動指導員、安部敦美就職 支援ナビゲーター ②「高度外国人材の採用・育成・定着について」ジ エトロ長崎 所長 松尾修二、ジェトロ福岡 高度外 国人材活躍推進コーディネーター 渡邊真弓) ③「留学生を雇用するにあたっての諸条件」 梅枝行政書士事務所 行政書士梅枝真一郎 氏 主催:長崎留学生支援センター 共催:長崎インターンシップ協議会、ジェトロ長崎</p> <p>1/16:対米輸出強化に向けたセミナー、個別相 談会 場所:五島手延うどん協同組合(新上五島町) 講師:グローバルコミュニケーション 代表 村井京太 氏</p>	<p>【講演会・セミナー等の開催】</p>

別添①

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p> <p>～前ページからの続き～</p> <p>②「輸出商談に向けたスクリプトアップ」 日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO) フィードバックセミナー 鷲津 浩</p> <p>③「個別相談会」①と②の講師が対応 主催：ジエトロ長崎 共催：長崎県</p> <p>後援：長崎市、長崎港活性化センター、商工中金長崎支店、日本政策金融公庫長崎支店、十八親和銀行</p> <p>農林中央金庫長崎支店、十八親和銀行</p> <p>8/27：青果物輸出セミナー 場所：愛の夢未来センター（講師と会場をオンラインで繋ぎ実施） 講師： ①「日本の青果物を世界に」ジエトロ農林水産食品部農林産品支援課 市川 武史 ②「植物の輸出投資について」農林水産省門司植物防疫所福岡支所長崎出張所担当者 主催：ジエトロ長崎 共催：雲仙市</p> <p>9/28：貿易実務講座「初めての貿易実務営業」 場所：オンライン（WEBセミナー） 講師：中矢一虎 法務事務所（司法書士 行政書士）代表 中矢一虎 氏 主催：長崎市、(公財)日本関税協会長崎支部、(一社)長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、ジエトロ長崎</p>	<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p> <p>11/9：貿易実務講座「三國間の実務と応用」 場所：長崎商工会議所 講師：中矢一虎 法務事務所（司法書士 行政書士）代表 中矢一虎 氏 主催：長崎市、(公財)日本関税協会長崎支部、(一社)長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、ジエトロ長崎</p> <p>11/11、13：「食品輸出個別相談会～成約に繋がる商品作りのヒント～」プロアッパー相談会 場所：オンライン（WEB相談会） 対応者：榎久世 海外事業推進部 部長 堀川 貴広 氏、ジエトロ輸出プロモーター 専業 専門家 松下 聡 氏 主催：ジエトロ長崎</p> <p>11/18：「海外ビジネスと新型コロナウイルス」 場所：長崎県立大学在学後援校（サテライト会場：長崎県立大学シーボルト校） ＜第一部＞ ①「新型コロナウイルス感染拡大の海外ビジネスへの影響～ジエトロ世界貿易投資報告 2020 年版より～」ジエトロ国際経済課 課長代理 古川 祐 ②「長崎県立大学のグローバル人材育成の取り組み」長崎県立大学 経営学部 国際経営学 科 学科長（教授） 岩重 雅美 氏 ③「長崎県企業の海外展開の取り組みとジエトロの支援策」ジエトロ長崎 所長 松尾 修二 ＜第二部＞ ワークショップ「コロナ禍での対応とチームビルディングの重要性」 講師：大阪鋼管㈱代表取締役社長 坂根 教 氏 主催：長崎県立大学、ジエトロ長崎 後援：長崎県、佐世保市、佐世保商工会議所、佐世保貿易振興協会、十八親和銀行、商工中金佐世保支店、日本政策金融公庫長崎支店、佐世保支店</p>	<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p> <p>1/21：輸出契約におけるリスク対策セミナー、個別相談会 場所：オンライン（WEBセミナー） 講師：明倫国際法律事務所 代表弁護士・弁護士 田中 雅敏 氏 主催：ジエトロ長崎 後援：長崎県、長崎市、長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、商工中金長崎支店、日本政策金融公庫長崎支店、十八親和銀行</p> <p>2/1：対米輸出にかかる個別相談会（企業訪問） 場所：県内企業各社 講師：グローバル・ソリューション 代表 村井 京太 氏 内容：対米輸出に係る留意点、現地規制等 主催：ジエトロ長崎</p> <p>3/11～15：食品輸出オンライン商談会 場所：オンライン（WEB相談会） 商談先：榎久世 海外事業推進部 部長 堀川 貴広 氏、ジエトロ輸出プロモーター 専業 専門家 松下 聡 氏</p> <p>第二回「伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作」個別相談会 講師：株式会社 Strategy & Design Labo 代表取締役 小本 尚史 氏 ＜長崎会場＞ 実施日：3/17、18 場所：ジエトロ長崎 ＜佐世保会場＞ 実施日：3月19日 場所：佐世保商工会議所</p>	

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p>	<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p>	<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p> <p>11/25、26:伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作個別相談会 講師:株式会社 Strategy & Design Labo 代表取締役 小木曾尚史 氏 場所:ジエトロ長崎 主催:ジエトロ長崎</p> <p>12/17:食品輸出個別相談会〜成約に繋がる商品作りのヒント〜フオローアップ相談会 場所:オンライン(WEB 相談会) 対応者:梶久世 海外事業推進部 部長 堀川 貴広 氏、ジエトロ輸出プロモーター事業 専門家 松下 聡 氏</p> <p>12/22:上海におけるコロナ禍の経済活動と今後 場所:オンライン(WEB セミナー) 講師:ジエトロ上海 海外投資アドバイザー 王鶴(おう えん) 主催:大分県アジアビジネス研究会、ジエトロ 大分・長崎 後援:長崎県、長崎市、佐世保市、長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、商工中金長崎支店、日本政策金融公庫長崎支店、十八親和銀行、大分県、大分市、大分県貿易協会、大分商工会議所、商工中金大分支店、大分銀行 日本政策金融公庫大分支店、大分銀行</p>	<p>【 講演会・セミナー等の開催 】</p>

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
<p>【個別企業向け支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーナーデザイナーによる伴奏型支援事業 ・EU、TPP 諸国および米国向け検査支援事業(農林水産・食品対象) 	<p>【個別企業向け支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーナーデザイナーによる伴奏型支援事業 	<p>【個別企業向け支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーナーデザイナーによる伴奏型支援事業 	<p>【個別企業向け支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーナーデザイナーによる伴奏型支援事業
<p>【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】</p> <p>6/25:長崎商工会議所青年部有志の会合 協力内容:講師派遣 主催:長崎商工会議所青年部</p>	<p>【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】</p> <p>8/5:長崎県立大学 国際経営学科 海外事情講座 協力内容:講師派遣 主催:長崎県立大学</p>	<p>【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】</p> <p>10/27、28:魅力発信!ながさき商談会 2020 協力内容:後援、相談ブースを出展 主催:長崎県商工会連合会・日本政策金融公庫 長崎県信用保証協会</p>	<p>【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】</p>

2020年度
「JETRO NAGASAKI通信」一覧

他団体からの依頼により発信したもの

No.	日付	JETRO NAGASAKI通信タイトル
第1信	4月8日	海外におけるEO販売プロジェクト(JAPAN MALL事業)2020年度の参加者募集のご案内
第2信	4月8日	「クールジャパン海外需要促進事業」募集と新刊のご案内
第3信	4月15日	2020年度出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画のご案内(農林水産物・食品分野)
第4信	4月16日	新型コロナウイルス関連相談窓口・特設サイト、新刊のご案内
第5信	4月20日	「新型コロナウイルス感染拡大に対する現地日系企業の対応」のご案内
第6信	4月27日	「貿易実務オンライン講座」のご案内
第7信	4月28日	第三回中国国際輸入博覧会(医療機器・医薬保健分野)ジャパン・パビリオンのご案内
第8信	4月30日	地域・分析レポートのご紹介～米中摩擦でグローバルサプライチェーンはどうか～
第9信	5月11日	WEBセミナーのご案内 <1>高度外国人材活躍推進・新型コロナ対策<2>コロナ後を見据えた海外展開
第10信	5月11日	「中国国際輸入博・食品分野の出品募集」、「医療機器・医薬保健分野の締切延長」、「海外への輸出を希望する県産品の募集(長崎県)期間延長」のご案内
第11信	5月12日	アジア 日本農水産物・食品輸出オンライン商談会2020参加者募集のご案内
第12信	5月12日	中小企業等海外侵害対策支援事業の公募開始のご案内
第13信	5月12日	香港最大級の国際総合食品見本市「Food Expo 2020」ジャパンパビリオン出品者募集のご案内
第14信	5月14日	アセアン市場販路開拓 マッチング常設展事業(ハノイ)のご案内
第15信	5月19日	海外ビジネス支援セミナーのご案内(web版・申し込み不要)
第16信	5月27日	海外サプライチェーン多元化等支援事業第一回公募(設備導入補助型)のご案内
第17信	5月28日	高度外国人材活躍推進オンラインワークショップのご案内
第18信	5月29日	「中国EO市場の現状を知る」WEBセミナーのご案内
第19信	6月4日	食品検査・ラベル翻訳支援サービス、輸出有望商品の発掘・テスト販売事業のご案内
第20信	6月4日	webセミナー 海外ビジネス支援セミナーのご案内(再)
第21信	6月11日	ウェブセミナーのご案内 海外市場とコロナ影響後の日本産食品の可能性
第22信	6月18日	食品見本市(パリ、シンガポール、中国・青島)のご案内
第23信	6月23日	食品輸出商談会、外国出願支援、起業家育成プログラムのご案内
第24信	6月23日	「中国EOの概況とJAPANMALL事業」セミナーのご案内
第25信	6月24日	「商談スキルセミナー～農水産物・食品の輸出戦略～」のご案内
第26信	7月1日	【webセミナー】海外ビジネス支援セミナー第2弾、人材育成塾のご案内
第27信	7月7日	食品見本市(上海)出品者募集のご案内(オンライン商談可能)
第28信	7月8日	ASEANセミナーおよび九州・沖縄企業意見交換会(web)、海外展開支援、高度外国人材活用支援の申込受付のご案内
第29信	7月17日	「オンラインキャラバン(中国)」出品者募集のご案内
第30信	7月17日	中小企業のための模倣品・買戻出願対策セミナー(web)、途上国における民間技術の活用可能性に係る情報収集・調査のご案内
第31信	7月31日	食品輸出オンライン商談会、海外見本市(オンライン方式)参加者および出品者募集のご案内
第32信	8月5日	農水産物・食品輸出オンライン商談会(広州、世界各国)のご案内
第33信	8月11日	青果物輸出セミナーのご案内
第34信	8月11日	オンライン説明会、webセミナー、高度外国人材関心企業情報のご案内
第35信	8月13日	ホーチミン農水産物・食品輸出商談会、日本食関連セミナー(パリ、ミラノ、ロンドン、ベルリン、ロシア)のご案内
第36信	8月20日	オンライン日本農水産物・食品輸出商談会(北欧・中東欧)、オンライン食品総合見本市(ドバイ)のご案内
第37信	8月25日	貿易実務講座「初めての貿易実務営業」のご案内(web“ライブ”セミナー)

2020年度
「JETRO NAGASAKI通信」一覧

No.	日付	他団体からの依頼により発信したもの JETRO NAGASAKI通信タイトル
第38信	9月1日	BtoBオンライン展示会の出展・プロモーション支援のご案内
第39信	9月3日	水産見本市(ボストン)、JAPAN MALL事業(EO販売)のご案内
第40信	9月9日	貿易実務講座「英文E-mail講座～オンライン時代に求められる英語力を鍛える」のご案内
第41信	9月10日	「オンライン商談会(ドンドンドンキ)2020」について(長崎県からのご案内)
第42信	9月23日	2020年度 経済産業省「国際化促進インターンシップ事業」オンラインインターンシップのご案内
第43信	10月6日	「東南アジア地域におけるオンラインでのビジネスマッチング支援」について(長崎県からのご案内)
第44信	10月9日	貿易実務講座「三國間貿易の実務と応用」のご案内
第45信	10月12日	【オンライン】食品商談会in沖縄、香港食品サンプル常設展・商談のご案内
第46信	10月12日	【web】「中国における専利・商標模倣品対策セミナー」のご案内(特許庁模倣品対策委託事業)
第47信	10月19日	【オンライン】オーストラリア大手バイヤー「Endeavour Group」との 日本産酒類商談会のご案内(国税局事業)
第48信	10月22日	中国(青島)国際輸入消費品博覧会ジャパンパビリオンのご案内
第49信	10月26日	製造業専門オンライン展示会「VirtualExpo」出展支援プログラムのご案内
第50信	10月26日	長崎県立大学×ジェトロ長崎公開講座「海外ビジネスと新型コロナウイルス」のご案内
第51信	10月28日	貿易実務講座「三國間貿易の実務と応用」のご案内(再)
第52信	10月29日	「伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作」個別相談会のご案内
第53信	11月10日	長崎県立大学×ジェトロ長崎公開講座「海外ビジネスと新型コロナウイルス」のご案内(再送)
第54信	11月20日	ジェトロ食品輸出オンライン商談会、オンラインセミナー、焼酎・泡盛オンライン商談会のご案内
第55信	11月25日	「商社マッチングin東京」のご案内
第56信	11月30日	「海外知的財産権最新情勢セミナー」、「eoplaza及びEO21出展支援プログラム」申込期間延長のご案内
第57信	12月4日	(WEBセミナー)「日EU EPA/TPP11原産地証明書 の作り方ワークショップ・個別相談会」のご案内
第58信	12月9日	上海ビジネスオンラインセミナー「上海におけるコロナ禍の経済活動と今後」のご案内
第59信	12月11日	「ワールドビジネスオンラインマッチング2021」のご案内
第60信	12月15日	「日中機械分野オンライン商談会」のご案内
第61信	12月18日	(WEBセミナー)「日EU EPA/TPP11原産地証明書 の作り方ワークショップ・個別相談会」のご案内(再送)
第62信	12月18日	上海ビジネスオンラインセミナー「上海におけるコロナ禍の経済活動と今後」のご案内(再送)
第63信	12月23日	「日本の焼酎・泡盛を世界のSHOCHU・AWAMORIへ」プロジェクト参加登録のご案内
第64信	12月23日	「輸出契約におけるリスク対策」セミナー&個別相談会のご案内
第65信	12月25日	「JETRO ONLINE JOB FAIR 2021 SPRING」、留学生「人材」活用セミナーのご案内
第66信	1月5日	常時オンライン商談マッチングのご案内
第67信	1月8日	【オンライン】高齢者産業商談会、機械生産設備商談会、日米貿易協定ウェビナー、クラウドファンディング活用事業のご案内
第68信	1月12日	「輸出契約におけるリスク対策」セミナー&個別相談会会場変更のお知らせ
第69信	2月3日	【オンライン】中国、タイ、ベトナムにおける営業秘密漏えい対策セミナー、国際シンポジウムのご案内
第70信	2月10日	中東ベンチャーキャピタル(投資と連携)ウェビナー、水産引き合い情報・オンライン商談会のご案内
第71信	2月16日	日中文房具オンライン商談会のご案内
第72信	2月22日	新ビジネス・プラットフォーム(J-Bridge)会員募集、米国大手製菓会社との交流会(WEBセミナー)のご案内
第73信	3月2日	地域産品ブランディングセミナー、商品引き合いのご案内
第74信	3月2日	第2回「伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作」個別相談会のご案内
第75信	3月24日	日本商事仲裁協会(JCAA)ウェビナーのご案内

2020年度 ジェトロ海外事務所におけるブリーフィングサービス一覧

	依頼者	担当事務所	ブリーフィング依頼事項
1	企業	パリ(フランス)	一般経済事情
2	企業	香港(中国)	一般経済事情
3	企業	パリ(フランス)	一般経済事情
4	企業	ラオス(ピエンチャン)	一般経済事情
5	企業	ハノイ(ベトナム)	一般経済事情
6	企業	ホーチミン(ベトナム)	一般経済事情

2022 年度

収支予算見通し(案)

(2022年4月1日～2023年3月31日)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
長崎貿易情報センター

(単位:円)

科 目	2022年度分担額
国庫	A
地方自治体分担金	17,319,000
長 崎 県	8,659,500
各市町	8,659,500

(単位:千円)

科 目	金額	分担区分	
		国 庫	地方自治体
貿易情報センター費	32,629+A	15,310+A	17,319
基礎的活動経費 合計	29,629	15,310	14,319
1 人件費	25,394	12,697	12,697
(1)所長及び所員	(19,794)	(9,897)	(9,897)
(2)非常勤嘱託員	(2,800)	(1,400)	(1,400)
(3)非常勤嘱託員	(2,800)	(1,400)	(1,400)
2 管理費	4,235	2,613	1,622
(1)借館料(共益費等を除く)	(878)	(439)	(439)
(2)赴帰任旅費			
(3)事務諸費(共益費等を含む)	(1,626)	(813)	(813)
(4)事務所運営強化促進費	(682)	(341)	(341)
(5)システム管理運営費	(58)	(29)	(29)
(6)借上住宅費	(991)	(991)	
事業費 合計	3,000+A	A	3,000
3 地方事業費	3,000		3,000
4 対日投資促進、農林水産物・食品の輸出促進、 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援等	A	A	

* 基礎的活動経費(人件費、借館料、事務諸費、事務所運営強化促進費、システム管理運営費)

ジェトロ国内事務所地元負担増への対応に関する調査

県名	現在の地元負担額(単位:千円)						
	(1)県負担額		(2)市町村負担額		(3)その他負担額		合計
01 北海道	30,537	66.7%	15,269	33.3%	0	0.0%	45,806
02 青森県	13,312	72.2%	5,114	27.8%	0	0.0%	18,427
03 岩手県	10,580	77.3%	3,101	22.7%	0	0.0%	13,682
04 宮城県	12,000	80.6%	2,894	19.4%	0	0.0%	14,894
05 秋田県	13,831	75.0%	4,610	25.0%	0	0.0%	18,441
06 山形県	11,032	72.9%	4,110	27.1%	0	0.0%	15,142
07 福島県	12,171	75.0%	4,057	25.0%	0	0.0%	16,228
08 茨城県	12,235	65.5%	3,430	18.4%	3,000	16.1%	18,666
09 栃木県	11,330	73.6%	2,470	16.0%	1,600	0.0%	15,400
10 群馬県	8,775	43.9%	8,775	43.9%	2,450	12.2%	20,000
11 埼玉県							
12 千葉県	18,985	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	18,986
13 東京都							
14 神奈川県	15,969	71.2%	4,951	22.1%	1,500	6.7%	22,420
15 新潟県	7,177	50.0%	7,177	50.0%	0	0.0%	14,354
16 富山県	17,290	80.0%	3,945	18.3%	378	1.7%	21,613
17 石川県	11,026	61.9%	6,798	38.1%	0	0.0%	17,825
18 福井県	9,800	64.9%	0	0.0%	5,300	35.1%	15,101
19 山梨県	10,000	75.8%	600	4.5%	2,600	19.7%	13,200
20 長野県(長野)	19,829	78.5%	5,438	21.5%	0	0.0%	25,267
21 岐阜県	10,000	59.2%	6,890	40.8%	0	0.0%	16,890
22 静岡県(静岡)	10,419	50.0%	10,419	50.0%	0	0.0%	20,838
22 静岡県(浜松)	10,187	50.0%	10,187	50.0%	0	0.0%	20,374
23 愛知県	12,000	34.2%	11,690	33.3%	11,443	32.6%	35,133
24 三重県	15,201	79.1%	4,025	20.9%	0	0.0%	19,227
25 滋賀県	19,200	96.0%	0	0.0%	800	4.0%	20,000
26 京都府	14,059	60.8%	9,059	39.2%	0	0.0%	23,118
27 大阪府	23,144	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	23,144
28 兵庫県	10,000	37.7%	16,522	62.3%	0	0.0%	26,522
29 奈良県	13,980	69.9%	3,000	15.0%	3,020	15.1%	20,000
30 和歌山県	16,000	80.0%	4,000	20.0%	0	0.0%	20,000
31 鳥取県	13,226	80.0%	3,306	20.0%	0	0.0%	16,533
32 島根県	13,683	94.1%	855	5.9%	0	0.0%	14,538
33 岡山県	12,555	72.6%	4,730	27.4%	0	0.0%	17,285
34 広島県	11,000	61.9%	6,485	36.6%	274	1.5%	17,760
35 山口県	12,373	76.6%	2,970	18.4%	800	5.0%	16,143
36 徳島県	10,019	96.2%	199	1.9%	200	1.9%	10,419
37 香川県	22,986	94.6%	1,316	5.4%	0	0.0%	24,302
38 愛媛県	12,003	82.1%	2,397	16.4%	219	1.5%	14,619
39 高知県	11,503	65.6%	2,034	11.6%	4,000	22.8%	17,537
40 福岡県(福岡)	6,724	67.4%	3,255	32.6%	0	0.0%	9,979
40 福岡県(北九州)	1,774	8.2%	19,957	91.8%	0	0.0%	21,731
41 佐賀県	25,515	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	25,515
42 長崎県	12,015	76.3%	3,723	23.7%	0	0.0%	15,738
43 熊本県	8,500	73.3%	3,090	26.7%	0	0.0%	11,590
44 大分県	18,905	89.6%	2,200	10.4%	0	0.0%	21,105
45 宮崎県	14,665	71.3%	3,940	19.2%	1,969	9.6%	20,574
46 鹿児島県	10,295	71.6%	4,075	28.4%	0	0.0%	14,370
47 沖縄県	15,504	95.0%	822	5.0%	0	0.0%	16,327
合計	633,314	70.6%	223,885	25.0%	39,553	4.4%	896,763

※ その他負担額は
商工会や輸出促進協議会など